

帝国の形成・解体と住民管理

大西 裕

I .はじめに

本稿は、近代以降の日本と韓国の間におけるヒトの移動に関する諸問題に、住民情報管理制度選択の観点から一貫した説明を与えようとするものである。日韓間でのヒトの移動については多様な論点が存在する。両国は19世紀以前の近代化前には、それぞれ別の国家を構成していた。加えて徳川時代においては住民との関係において日本は統一国家とすら言い難い状態であった。しかし、20世紀に入って両国は朝鮮半島の植民地化によって一つの国家を形成するようになった。二者の関係は一方を本国とし、他方を植民地とする植民地帝国としてのものであり、それぞれ住民との関係は同じではなかったが、総じて内地人、外地人、外国人からなる区別が存在し、それに対応した住民管理がなされるようになった。日中戦争、第二次世界大戦開始に至り、植民地帝国日本は住民との関係の見直しを行おうとした。その後、日本の敗戦により帝国は解体し、日本と朝鮮は切り離され、その際に国家－住民関係は帝國的要素を排する形に大きく変貌するが、双方が純粋な国民国家となったにもかかわらず、両国の国家－住民関係は異質なものに変化していった。近代化以前の国家－社会関係は国家と住民の関係にいかなる影響を与えたのか、同じ帝国でありながら住民管理のあり方が異なったのはなぜか、なぜ異質なものに変化していったのであろうか。帝国の時代に朝鮮半島に居住していた日本人が終戦後一斉に日本に引き揚げたのに、日本に居住していた朝鮮人の中の相当の人々が日本に居住し続けたのはなぜであろうか。同じ日本人でもより過酷な環境にあったアメリカ大陸の日本人が居住を続けたのになぜ朝鮮半島を含むアジア地域の日本人は引き揚げたのであろうか。

それぞれについて日韓両国で様々な研究がなされている。しかしこれらを連携させて理解しようという試みは意外に少ない。とりわけ戦前と戦後についての架橋的な認識枠組みは提供されていないようである。これらの課題に本稿は国家－住民関係に関するモデルで一貫した説明が可能であると主張する。人の移動には、多様な要因が存在し、個人々人によって移動・滞在の理由は様々である。にもかかわらず、国家の把握から逃れようとする住民と、住民を把握しようとする国家の間で生じる双方の合理的な対応が日韓における人の移動、及び関連する制度の相当部分を規定しており、大量現象として単純な説明を与えることができるのである¹。

¹ 本稿の焦点は、筆者の学問的関心から制度で、可能な範囲で制度形成、制度の効果に置かれる。筆者は歴史家ではなく、歴史研究のための専門的訓練を受けているわけではないので、筆者の学問的規律による説明を与えることに重点を置く。すなわち、新しい事実の発掘、個別の歴史的現象への新しい解釈ではなく、少数の前提から制度をとりまく諸現象に対し一貫した説明を与えることに重点がある。

II. 国家の性格 (stateness) と住民

A. 二つの性格

本稿は、国家－住民関係から日韓の間で生じた様々なヒトの移動に関する問題を統一的に把握できるモデルを提示しようとするものである。それゆえ、対象とする時期は日本と韓国が近代的な国際体系に包摂されて以降、現代までとなる。この間、両国の国家システムも大きく変化しており、それにあわせて国家－住民関係をめぐる制度も変化している。とりわけ大きな変化は、日本の植民地帝国化とその解体、純粋な国民国家としての日本と韓国の再出発である。そこで、まず、この変化が国家の政策にどのような影響を与えたのかを、近年研究の進展めざましい日本帝国研究を参考に考察する。

帝国という概念は、様々な意味合いを持っているが、大きく分けて自身のイデオロギー的主張をするために使用する場合と、現在存在するないしは過去存在した国家形態あるいは国家間の関係を分析する場合に分けられる(山本、2006, 143)。本稿はイデオロギー的政策的主張をするものではないので後者の意味合いで使用するが、後者の場合はさらに、政治的・経済的概念として使用する場合と法的なそれとして使用する場合などに分けられる。政治的・経済的概念として使用する場合、影響力関係が帝国以外の国家形態や国家間関係と区別する上で根幹になる(Doyle, 1986; Motyl, 2001)。帝国は、全面的に自律的な意思決定機構を持つ地域単位と、意思決定の相当部分を前者に依存し、部分的な自律性のみを有するか、従属的な地域単位から構成される一つの国家形態ないしは国家間関係である。自律性や従属性は政治的に規定する場合と経済的に規定する場合とでは異なりうるが、全体として以上の二つの相異なる地域の結合として理解することができよう。しかし、こうした概念上の帝国内における地域区分は、国家－住民関係を理解する上では副次的なものに止まる。より直接的に重要なのは、これら権力関係の派生物ではあるが根本的に異なる法的概念である。

帝国を法的に捉える場合、重要な特徴は二点に集約される。一つは、同一国内に異なる法域を有していることである(浅野、2004a; 浅野、2004b; 山室、2003)。一般に、帝国と対比される国民国家においては、国内に単一の法決定機構を有し、国内は単一の法によって支配される。他方、近代になって登場した帝国は、多くがすべての地域が一つの法によって支配されることはなかった。こうした帝国は植民地帝国であった。しかも、植民地とされたアジア・アフリカ地域では、欧米とは全く異なる法体系が存在したのである。しかしそれは、成文法によるものではないことが大半であったため、欧米の帝国によって発見されることになるが、いずれにせよ、これらの地域に本国の法を適用するには無理があった。もちろん、欧米の植民地帝国は、本国の法体系こそが文明であると認識しており、同化への志向、言い換えれば法体系の統一へのモーメントが存在したが、実際には遠い将来の話であったのである。

もう一つの特徴は、立法機構の非対称性である(山室、2003)。帝国本国には、本国及び植民地を律する法を形成する立法機構が存在したが、植民地にはそれがなく、大幅に制約されていた。帝国本国の法律は、必要に応じて植民地にも適用されたが、こうした立法機構の配置の差異から、植民地の法が帝国本国に適用されることはなかった。それゆえ、連邦制国家とは異なり、地域間で明らかに優位な地域と劣位な地域が存在したのである。

本稿では、こうした植民地帝国が有した特徴を、山室(2003)に倣い「帝国性」と呼んでおく。すなわち、帝国性とは、同一帝国内に異なる法域を有し、しかもその法域の間には優位－劣位の関係が存在し、法域の統一も想定されていないことを指す。他方、植民地帝国解体後の日本や韓国に見られる特徴を、「国民国家性」と呼ぶ。すなわち、国土と法域が同一であることである。

帝国性を有するか、国民国家性を有するかで、国家－住民関係には違いが生じる。国民国家性を有する場合、国家が管理すべき住民は本国人と外国人に分けられる。本国人には本国法が適用されるが、外国人には本国法の適用は部分的に止まる。権利義務にも両者には大きな差異があり、通常両者は別々に管理される。他方、帝国性を有する場合、国家が管理すべき住民は、本国(内地人)と植民地(外地人)、外国人に分けられる。国民国家との対比で重要なのは、植民地人の存在である。彼らにはいかなる法が適用されるべきなのか。本国人が本国のみに居住し、植民地人が植民地のみに居住する場合、それぞれの住民はその地において適用される法に従うので大きな問題は発生しないかもしれない。しかし、本国と植民地の間では活発なヒトの移動があるのが当然である。植民地において本国人はどう扱われるべきなのか、本国において植民地人はどう扱われるべきなのか、ここに深刻な問題が発生する。

このことは、住民情報の管理に重大な影響を与える。本国人を本国人と規定し、植民地人を植民地人と規定するのは、それぞれの持つ住民情報である。住民情報はそれぞれが所属する法域に依存しているため、本国人と植民地人とでは根本的に異なりうる。生年月日がどの程度正確かなど、情報のレベルにも差が生じるのである。住民情報を管理する行政組織も同じではない。両者が同じ国家に属するだけに、住民情報の取り扱いには複雑な要素が入るのである。

ただし、ここで示した帝国性には相当の幅がある。つまり、植民地帝国によって、あるいは同一帝国内でも地域によって、植民地人の扱いには差異が発生する。植民地人であっても本国では本国人として扱う場合もあれば、厳然と区別する場合もあるのである。本稿では、前者の場合はより国民国家性が強いと規定し、後者はより帝国性が強いと規定する。簡単に言えば、法域が属人的な方が帝國的で、属地的な方が国民国家的とする。

さて、日本の場合はどうであったか。主として浅野(2004b)による帝国法制の研究を中心に論じていこう。日本が戦前に領土とした地域のうち、北海道、沖縄、小笠原諸島など初期のものは日本の本国法が適用され、同一の法域に属しているため、定義上日本本国となるが、それ以外の地域は本国法が当然に適用される地域ではなかったため、本稿で言う植民地にあたる²。

植民地帝国日本は、当初帝国性を強く帯びた法制を有していた。1895年に台湾を獲得し、その後樺太を得、朝鮮半島を併合したが、これらの地域では本国とは異なる法体系が存在し、本国法の適用は不適切であった。そこで、本国法(内地法)と植民地法(外地法)を峻別し、法域を分けることにした。そして、これらの法域間で生じる法的行為に関しては、1918年に制定された共通法によって処理する体制をとったのである。

² この他、日本の影響力圏内には、満洲国など、日中戦争および第二次世界大戦中に事実上日本の強い統制下に入った地域が存在し、これら「インフォーマルな帝国」を含めて議論する必要があるが、本稿で対象とするのは日本と朝鮮半島との関係であるので、インフォーマルな帝国には言及せずに議論を進めていく。

法域の違いは、住民情報の取り扱いにも及んでいる。詳しくは後ほど紹介するが、本国の戸籍法は植民地では適用されず、戸口規則(台湾)や朝鮮民籍令(朝鮮)が台湾と朝鮮の総督府令として敷かれることによって、住民管理を行うことになった。それゆえ、例えば朝鮮人が日本本国に居住する場合、本国人とは別の管理体系で住民情報の管理がなされることになったため、両者の混雑は制度的には発生しないようになっていたのである。

本国に戸籍を持たない植民地人に本国においていかなる法律が適用されるべきか、言い換えれば法域の違いを属地的に規定するのか、属人的に規定するのかは、共通法制定当時双方の立場から議論がなされたが、徴兵などにおいて属人的要素を残しながらも、属地的に規定する複雑な状態になったと言ってよいであろう。

しかし、こうした本国と植民地の区別を、日本は恒久的なものとして想定せず、外地法は暫定的な措置に過ぎなかった。あまりに旧慣が異なるので暫定的に外地法を認めるものの、いずれ外地法は廃止され、内地化されることを前提としていたのである。つまり、植民地を植民地のまま置かず、本国化するモメントは、日本では強かったといえる。実際、先行して植民地となった台湾では、1930年代に入ると法体系は刑法を除いてほぼ内地化している。本稿が対象とする朝鮮半島でも、30年代に進められた工業化と平行して法体系の内地化が推し進められている。こうした同化のモメントは他の植民地帝国でも見られるが、日本ではとりわけ強かったといえるであろう。政治的にも、植民地の本国化には積極的な動きが見られた。原敬の内地延長主義はその現れで、植民地においても政治的権利をいずれは認める方向性を示していたのである。

整理すると、日本は当初は帝国性の強い国家的性格を有していたが、それは暫定的なもので、急速に国民国家性を強めていく。こうした点で植民地帝国日本のあり方は中途半端であったと言えるであろう。

B. 移民研究

次に、日本と朝鮮におけるヒトの移動を、移民研究の文脈から検討しよう。移民研究それ自体は、政治学や経済学にとどまらず人口学、社会学など様々な学問領域で進められており、かつそうあるべき多面的で複雑な性格を有しているが、大きく分けると二つの分野に分けられる。それは、移民を専ら国際的な経済システムを維持する労働力資源と考える視点からの研究と、移民を社会を構成する社会・文化的主体としての移民集団と見なす立場からの研究である(重松、1999、第1章)。後者の視点に立つ研究は、グローバル化が進行している昨今の状況を勘案すると重要であるが、ここでは基本的に前者の研究に立って検討を進める。時期的にも、19世紀後半から20世紀前半までの、いわゆる帝国主義の時代に限定する。当時の植民地帝国日本では、本国からの移民と本国への移民が同時に見られた。朝鮮との関係で言えば、朝鮮半島から多くの人々が日本社会の底辺に編入する形で移動する形態を通奏低音として、1939年より日本本国での労働力不足を背景に大量の朝鮮人が強制労働に駆り出された。しかし、これに類似した労働力の移動としての移民は、日本に特有の現象ではなく、他の植民地帝国においても多かれ少なかれ存在した。それゆえに、比較の中で日本を位置づけ、相対的な特徴を

明らかにする必要がある。

国際労働力移動の観点からすれば、移民はラヴェンスタインの唱えた古典的なプッシュプル理論 (Ravenstein, 1885) が現在においても重要である。すなわち、労働力は商品であり、賃金水準の格差が労働力の移動を、送出处と移住地という二地域間での均衡が発生するまですすめる、というものである。移動のインセンティブを賃金水準にのみ求めるこのモデルは単純すぎ、その後様々な修正がなされている(例えば、Lind, 1969)が、基本的には現在においても説明力の高いモデルである。

ラヴェンスタインのモデルは、ヒトの移動に関して国際と国内を区別しない性格を有しているが、送出处と移住地の間に質的な違いが存在するかどうかとも考慮しない。しかし、送出处先と受入地の地域の性格には、賃金水準というある意味無機質なものを以外にある一定方向で違いがあることは明らかであり、それを記述・説明できない点に不十分さがある。この二点で検討されねばならないのが、移民政策論と世界システム論である。

近代世界において、多くの国は前近代時代に存在した住民の土地緊縛を解き放ち、居住の自由を認めているため、国内の労働市場はラヴェンスタインのモデルに従って労働力の地域的移動を認めやすい。しかし、国家間ではそうとはいえない。また、植民地帝国では本国と植民地、植民地間での移動の自由が存在するとはいえない。そこには、国家がヒトの移動に対しいかなる政策を有するかによって左右される。

移民に対する政策は、大きく三つに分けられる。第一は、自由な移動を認めるもので、第二は、移動の制限を加えるもの、第三は、移動を強制させるものである。歴史的には、大英帝国下における移民政策にこれらが表れている。第一に、大英帝国本国は、植民地も含めてすべての住民は「帝国臣民」である建前の元、帝国内における移民の制限に否定的であった。しかし、第二に、同じ帝国内でも自治領では、失業問題の発生や治安維持の必要から移民の制限を課す動機があり、実際に制限した。第三に、英領マレイに典型的に見られるように、植民地政府が産業開発のために労働力を必要としていたために、強制力を伴う形で移民の応募を行った(重松, 1999, 46)。

移民は受入側にとっても送出处にとっても国家の構成員を変更する可能性があるため、政治問題化しやすく、制限ないしは強制を行う契機を持ちやすい政策課題である。それは植民地帝国日本においても同じであるといえる。

以上の移民政策論は、国家の存在そのものが移民に影響を与えるという議論である。この議論も、厳密には送出处先と受入先の質的な違いを問題にするものではないが、世界システム論はこの点を重視する。ウォーラーstein (Wallerstein, 1974) によると、近代世界システムは中心、半周辺、周辺に区分され、その区分は差別的である。中心は先進工業地域であり、周辺は未開発の農業地域である。中心は産業が発達し、技術水準の高い商品が生産されるが、周辺はレベルが低く、中心の発展に貢献する形で産業構造が編成される。その結果、資本・商品・技術は中心から周辺へと、中心における資本蓄積を促す形で流れる。これに対応して、ペトラス (Petras, 1981) によれば、労働力は周辺から中心へと流入する。労働力の送出处と受入地とは質的な違いが存在するのである。そして、こうした移民の大半は、工場や鉱山、巨大農場における低賃金労働を強いられ、そこから逃れたとしても都市雑業層に流入する。こうして都市部でのスラム形成に寄与することになるのである。

以上の点に照らしていえば、植民地帝国日本は移民に関して二重の性格を有していたと言わねばならないであろう。日本は、世界システム論の言葉を借りて言えば、アジア地域に対しては「中心」のような顔をしていたが、アメリカ大陸・太平洋地域に対しては「周辺」の顔をしていたのである。

多くの日本の移民研究がアメリカ大陸での移民に向けられてきたことが象徴的に示すように、帝国主義時代の日本本国は移民の送出国であった(石川、1997, 91)。しかも、アジア地域では中国に次ぐ移民をアメリカ大陸に送り込んでいたのである。移民は自然な流れでもあり、国策でもあった。この流れは戦後も続き、高度経済成長時代を迎えてやっと終焉する。国土の狭さ、人口過多は、日本内地の人口涵養力の限界を示していた。移民のパターンもまさに「周辺」のそれである。日本人移民は受入先社会の底辺に編入され、低賃金労働力として出発するのが通例であった。こうした移民のパターンが、受け入れ国の政治状況でしばしば拒否されたこともまさに周辺的であった。

他方、アジアに対してはどうか。日本は朝鮮半島や台湾、中国から移民を受け入れていた点、日本の政治状況によりしばしば受入を拒否した点で、周辺というよりは中心に近かったといえる。アジア地域からの移民も、多くが日本社会への底辺への編入であった。しかし、先ほど挙げた大英帝国の例えでいえば、植民政策の点で、帝国本国というよりは、自治領か植民地に近い対応をしていたというべきであろう。本国が不況になれば朝鮮半島からの移民を拒否し、逆に戦時下で労働力が不足すれば強制労働の対象として移民の受入を行った。

アジア地域への「移民」のパターンも、中心としての顔と周辺的な要素が同居していた。日本の日本人は、朝鮮や台湾を初めとしてアジア地域には、総督府官僚など支配者として多くの人が赴いた。しかし同時に、多くの人が、満蒙開拓民に代表される形で移民していったのである。

アジアに向いた顔も、支配者的な立場にありながらも、日本が国内的に抱えていた過剰人口問題が浮かび上がっていた。それゆえ、朝鮮や台湾などの外地を外地のまま置いておけない、言い換えれば外地を内地化していくモーメントを日本は持っていたとすることができるであろう。

C. まとめ

多くの植民地帝国は、帝国の法制として帝国性と国民国家性を有しているが、いずれがより強いかで国家毎に違いがあった。この中で、日本は当初帝国性が強かったが、それは暫定的な措置で、いずれ国民国家性を強めることが予定されており、実際1930年代に入って急速に国民国家性を強めていった。他方、植民地帝国においてつきものの移民に関して、日本は二面性を有していた。帝国本国は植民地からの移民を引き受けたが、同時に大量の移民を植民地を含めたアジア・太平洋地域に送り込んでいた。日本本国は過剰人口を抱えてもいたのである。すなわち、日本は台湾、朝鮮などを得て植民地帝国になったが、それを続けるつもりはなく、国民国家化を志向していたし、そうする必要もあった。それ故に、植民地支配にあたって、この二つの性格が併存し、どちらかが強くなる。朝鮮に対して帝国性が強くなる時は差別の強化であり、国民国家性が強くなる時は皇民化といわれた。

日本と朝鮮半島間でのヒトの移動の点でもこの二つの性格が錯綜して表れた。日本人の朝鮮移民については、総督府官僚など支配者として(帝国性)と、植民者＝開拓者として(国民国家性)であった。

また、朝鮮人の内地移民については、下層階級への移入(帝国性)と、徴用・徴兵(国民国家性)であった。

Ⅲ.住民管理のロジック

前節で述べたような、植民地帝国日本の成立と解体は、国家－住民関係にどのような影響を与えるのであろうか。本節では、国家による住民情報管理のためにいかなる行政スタイル(モジュール)が採用されるのか、それに対し住民はどのように行動するのかを理論的に検討し、前節で検討した条件下における国家の選択を理論的に示す。

はじめに、そもそもなぜ国家は住民情報を必要とするのかを検討しよう。現代社会で生活する我々は国家が住民情報を管理することを当然視しているが、それは近代以降の現象であって前近代社会においてはむしろ例外的であったとすら言うことができる。前近代社会においてもセンサスは存在したが、個々の住民の生年月日や家族関係、国籍に至るまで関心を有していたわけではなく、必要でもなかった。近代社会において国家が住民情報を必要としたのは、住民、なかんずく国民が国家の存在理由となる正統性の転換が生じたことと同時に、住民から提供される資源なしに国家が存立しなくなったためである。とりわけ近代国家形成時に国家は膨大なコストを払って行政システムを整備する必要に駆られる(大西、1997)。

しかし、近代国家形成時には、住民にとって近代国家は短期的には過大な負担を強いるものであると同時に、必ず必要なものというわけではない。住民が社会生活を営む上で、他者との関係を規律し社会全体の有り様を示す情報が必要であるが、こうした情報の提供は、前近代社会において一人国家が独占的に行うものではなかった。ミグダルのいう「生存戦略」(Migdal, 1988)は、村落共同体など伝統的社会集団をはじめ様々な集団が担っていたのである。従って、住民は国家が課す過大な負担を回避する動機と手段を持ち合わせることになる。

住民情報を把握したい国家と、それを回避したい住民の間では、ある種のゲームが展開されることになる。つまり、管理者としての国家と被管理者としての住民間の情報をめぐるゲームである。すなわち、管理者である国家は、資源動員や治安維持などの目的から管理対象である住民情報が必要である。しかし住民情報は私的情報、つまり住民にしか知り得ない情報である。ここには情報の非対称性があり、逆選択のような現象が発生しうる。他方、国家は住民が自らでは知り得ない、社会経済全体の情報を保有している。これに対して、被管理者である住民は、保有する情報が管理者である国家と正反対で、住民情報は知っているが、社会経済全体の情報は知らない。これを知らないと住民は生存が脅かされる。それゆえ、管理者である国家が何らかの管理者情報を提供すると交換に、被管理者たる住民は住民情報を提供する。ただし、社会経済全体の情報を、住民にとってよりコストの少ない形で入手が可能であれば、管理者からの逃避を志向するであろう。こうした方法として、村落共同体などの、国家に対抗的な管理者である社会集団の存在や、住民間のネットワークが挙げられる。前者に関しては、前近代社会において国家と競合するような「社会的統制力(Social Control)」を有した社会集団が存在し

ていたため、住民はこれらを利用して国家への情報提供を回避できた。後者については、とりわけ開発途上国で重要で、就職情報、短期的な資金援助、逃避のための移動コストの負担などは、住民間のネットワークによって供給されることが多かった。とりわけネットワークが、本稿が対象とする韓国社会において重要であったことは通説的見解であると言ってよいであろう(服部、1988)。

住民からの自発的な情報提供が期待できるとは限らない状況下において、国家は、住民管理のための法的行政的構造(モジュール)を構築する必要がある。ではいかなるモジュールを選択するであろうか。

モジュールは、大きく二つの要素で構成される。一つは、管理単位である。すなわち、何に依拠して住民情報を管理するか、である。住民情報が必要だとしても国家はその収集のために巡回するわけにはいかず、何らかの単位で自主的な情報提供を期待しなければならない。ただし、それによって国家が住民情報を管理するためのコストが異なる。こうした管理単位となるのは、一般的に、民族や身分などの規模の大きな社会集団、次いで、村落などの地域的な社会集団、家族、個人である。管理コストはこの順に大きくなる。ただし、コストの低い管理単位は、住民との間に中間組織(社会集団)を媒介させるので、それだけ、情報の歪曲が生まれやすく、正確さに乏しくなる。

もう一つは、管理組織である。すなわち、いかなる組織が住民情報を管理するか、である。管理組織の性格により、コスト、情報捕捉率に違いが生じる。管理組織となるのは、一般的に、警察、戸籍事務所などの専門行政組織、一般地方行政組織である。管理組織を設立し、運営するコストはこの順で大きくなる。警察は治安維持上必要なため整備せざるを得ず、付随的に住民情報の管理が可能であるのに対し、一般行政組織は地縁的な社会集団から切り離された形では整備が困難なうえ、大量の公務員を必要とする。しかし、住民情報の捕捉率は専門行政組織、警察、一般行政組織の順によくなる。それは、住民情報は社会から遠いほど管理が困難なためである。

国家は、コストを考慮しつつ、この二つの要素の組み合わせからなるモジュールを選択すると考えられるが、その選択の基準は次の二つである。第一に、住民情報を管理する目的のレベルである。すなわち、国家はどの程度住民情報を捕捉する必要があるか。目的のレベルが高く、より正確に住民情報を管理する必要がある場合は、より多くのコストがかかるモジュールの選択に対し許容的になるであろう。第二に、住民の国家情報への依存度、すなわち住民の自律性のレベルである。自律性が低ければ住民による自発的な情報提供が期待できるが、ネットワークの発達などで自律性が高い場合そのような情報提供は期待できない。自律性のレベルは、情報管理のために必要なコストの水準を左右する。

本稿では、国家の目的のレベルを単純化して次の二つとする。すなわち、レベルが高いとは、国家が治安維持と資源動員(具体的には徴兵)双方を目的としているとし、低いとは、治安維持のみを目的としているとする。後者の場合、警察組織によって目的は達成されるため、よりコストのかかる管理組織を構築しようとはしないであろう。他方、レベルが高い場合、警察組織では管理が困難で、より正確な管理を可能にする一般行政組織などを構築しようと考えられる。

以上より、三つのパターンが想定され、それぞれに最適なモジュールは次のようになる。第一に、目的が低い場合、管理組織は警察でよく、警察が機能している限り管理単位は警察にとって都合のよいものであればよい。こういう管理形態をモジュールCと呼んでおく。第二に、目的が高く、自律性が低い

場合、管理組織は一般地方組織などで、管理単位はより大きなもの(具体的には家族)になる。これをモジュールJと呼んでおく。第三に、目的が高く、自律性も高い場合、管理組織は一般行政組織で、管理単位は個人になる。これをモジュールKと呼んでおく。

国家が持つ目的と住民の自律性の程度に合わせて国家は、コスト負担が妥当な住民管理モジュールを選択する。従ってそれらが増減するとモジュールを変更すると考えられる³。

以上の説明は本国政府が本国人を対象に住民情報を管理することを前提としている。次いで、外国人や植民地における本国人、本国における植民地人の管理について説明しよう。外国人の管理については、目的が高くなることは基本的にありえず、管理の主目的は治安維持にとどまる。それゆえ、モジュールCが、時代、地域を問わず基本となる。ただし社会集団には期待できないので管理単位は個人である。期待できるような組織化が進むか、それが可能になれば何らかの社会集団が管理単位となる。治外法権や租界地の設定により外国人に対する政府の管理が法的に狭く限定されている場合、モジュールCによる管理も困難となるであろう。

植民地における本国人や本国における植民地人の管理は、外国人管理と住民管理の間で、前節で検討した国家の性格によって左右される。国民国家性が強くなればなるほど、モジュールJないしはKに近い形でモジュールを選択し、逆に帝国性が強くなればなるほど、モジュールCでよくなる。

それでは、以上のようなモジュールの選択はヒトの移動にどのように影響するのであろうか。ラヴェンスタインのモデルに示されるように、一般にヒトの移動には賃金水準の差に示されるようなプッシュ要因とプル要因が存在するが、個々の移動性の差にはネットワークの存在の有無が影響を与えると考えられる。すなわち、当該個人に関係のあるネットワークが存在する方が移動は容易である。それは、ネットワークの存在が移住先に対する社会経済の全体情報の収集コストを大幅に引き下げるからである。しかし、自律性が低く、国外へのネットワークが発達していなくても移動が容易になることがある。すなわち、当該個人の属する国家がモジュールJを採用し、移動に際して移動先での全体情報を国家がもたらず場合、移動は容易である。ただし、移動先で自律的なネットワークを発達させないと移動後の個人は国家の動向に左右されてしまう。それは、国家が情報問題を解決するためである。しかし、自律性の低い個人にとっては、国家が情報を提供する方が、ネットワークを発達させるなどして自律性を高めるよりも低コストで済むため、国家による情報提供が続く限りネットワークは発達せず、国家に依存的な状況が継続する。

以上の住民情報管理に関するモデルは、前節で検討した、植民地帝国日本が直面した状況に対し日本は次のように対応すると予測する。すなわち、日本では住民情報管理に関して大きく四つの転機が存在したと考えられる。第一に、日本が近代国家を形成する明治維新时期である。明治維新により、日本は国民国家を形成した。そのために当初は強い国民国家性を有することになった。同時に、日本は外的脅威に対抗し独立を維持する必要から住民の資源を動員するという、住民情報に関して高い目

³ ただし、住民情報管理機構については経路依存性がある。より高次の目的に従って形成された機構は、新しい組織構築のコストを考慮すれば目的がより低次に変更されたとしても変更されることはないであろう。しかし、逆に低次の目的に対応した機構は、高次の目的に対応できないので変更されると考えられる。

標を設定せざるを得なかった。それは、モジュールJの選択につながった。第二に、朝鮮をはじめとする植民地の獲得である。新たな領土となった植民地に対し、日本はいずれは本国化することを想定していたが、社会状況の違いから本国とは別の管理をしなければならなかった。つまり、日本はこの時帝国性を帯びた植民地帝国に転化する。植民地の管理が必要になるが、当面治安維持などの低い目標を達成すればよかったため、これらの地域にはモジュールCが採用されることになった。

同じ帝国内でモジュールが異なることは、ヒトの移動に次のような影響を与えた。前節で触れたように、日本は国土が横溢で人口涵養力が不足していたため、海外移民を進めたが、アジア向きとアメリカ向きでは全く異なった対応となる。アメリカ大陸への移民は、移出段階では国家の後押しがあるかもしれないが、移民後国家による全体情報の提供は期待できない。それゆえ、移民はネットワークによって情報問題を解決していった。他方、アジア地域への移民は、移出段階のみならず移民後も引き続き日本政府が全体情報の提供を行った。それゆえ、ネットワークの発達は期待できなかった。他方、朝鮮半島の住民は日本やアジア大陸部への移民を行うが、国家による情報提供は期待できないため、もっぱらネットワークによって情報問題を解決していく。その点でいうと、日本人のアメリカ移民と類似したピヘイビアを示すことになるのである。

第三の転機は、1930年代の日中戦争から第二次世界大戦にかけての時期である。この時期に、日本本国は大規模な徴兵の実施により労働力の著しい不足に陥ったのみならず、兵力の不足にも直面した。この状況を解決するために、従来住民情報管理上低い目的を割り当ててきた植民地にも資源動員を含む高い目的を設定せざるを得なくなった。そこで、植民地においてモジュールCをモジュールJに転換する動きが生じる。その結果として、植民地からの大量の人的動員がなされる。

第四の転機は、日本の敗戦による植民地帝国の解体である。解体によってもととの植民地帝国日本には複数の国民国家が生まれることになった。ただし、それぞれの国民国家は戦前とは異なる状況の変化に直面した。日韓両国で共通して経験したのは、米軍占領下で外国人管理を外国人管理専門機関に委ねるよう、制度変更された点である。従来の警察による管理は行えなくなったのである。次に、日本では武装解除が行われ、徴兵制が禁止されたが、韓国では朝鮮戦争を契機に徴兵制が導入された。最後に、引き揚げの発生である。朝鮮半島にいた日本人はほとんどが本国に引き揚げたため、韓国は外国人がほとんどいない状態から住民管理を行うことになった。他方、日本では強制労働で連れてこられた人々を中心に大量の朝鮮人が引き揚げたが、それでもなお数十万人の朝鮮人が日本国内に居住することになった。複雑であったのは、彼らは外国人でもあり日本人でもあるという地位に置かれたことである。第三の転換点で朝鮮人の管理は住民登録制度によりモジュールJによって管理されるようになったが、彼らは同時に外国人登録によって管理されるべき存在でもあった。

この状況の下で、韓国はモジュールKの採用に進んだ。自律性の高かった住民を把握するには個人ベースで把握するよりなかったためである。他方、日本ではもはやモジュールCで構わないようになったが、既にモジュールJが確立されていたため、移動管理を微調整することでモジュールJを維持した。

ヒトの動きについて触れると、日韓双方で二つの対称的な動きが帝国の解体によって生じると考えられる。第一に、日本では国家に情報提供を依存したアジア地域ではネットワークが未発達なため根こ

そぎに近い引き揚げ現象が発生するが、ネットワークが発達したアメリカ移民はほとんど引き揚げないと予測される。第二に、韓国ではネットワークに組み込まれていない、強制労働によって来日した住民は、日本にいても情報問題が解消されないため大量に引き揚げるが、ネットワークが存在する、帝国性の強い時代に来日した住民はその後も居住を続ける蓋然性が高いと考えられる。

以上の、モデルが予想する形で植民地帝国日本の住民管理は展開するのか、以下の節で検証してみよう。

IV. モジュールJの形成

はじめに、戦前期日本の住民情報管理モジュールの内容を確認しておこう。日本は、住民情報管理の形態として戸籍制度を確立させた。戸籍自体は、将来的には個人の存在を公証するという意味で民法的要素の強い制度となるが、当初はそれ以上に住民登録制度としての強い色彩を帯びていた。すなわち、次の三点が重要である。第一に、住民情報について、住民を家に所属させ、家を土地に関連づけることで管理した。身分行為の変更がなされる場合には、家族の主である戸主がそれを届けることとなっていた。第二に、住民の移動は寄留法による寄留簿で管理した。寄留簿は戸籍と関連づけられており、住民が移動した場合は速やかに戸籍を管理している地方行政組織に伝達されることになっていた。第三に、戸籍と寄留を管理するのは市町村の一般地方行政組織であった。

なお、外国人管理は、ヨーロッパ諸国の影響を受け警察が行った。1899年の内務省令「宿泊其ノ他ノ件」以来、外国人管理法制は、1918年の内務省令「外国人ノ入国ニ関スル件」、1939年内務省令「外国人ノ入国、滞在及退去ニ関スル件」まで一貫して管理主体を警察とした。日本では、外国人は、国内に在留する場合、地方長官に在留許可を申請し、その後、所轄警察署長に居住届出を行うこととなっていた(黒木、1988, 12)。警察署長は届出を受けて外国人居住登録簿を作成し、長期在留する外国人を管理したのである。この制度は、植民地支配下の朝鮮でも同じであった(朝鮮総督府令第189号「外国人ノ入国、滞在及退去ニ関スル件」1939年11月1日)。入管政策を担当するのも内務省内の外事警察で、1939年以降は警視庁特高部に置かれることとなった(大沼、1978)。

外国人管理はもちろんであるが、日本人を対象とした、戸籍制度を中心とする管理モジュールは以前にはなく、明治時代に形成された。いかなる理由によって、どのように形成されたのかを、以下、壬申戸籍制度の導入と変容を中心に説明する。最初に結論を示すと、日本における住民情報管理モジュールは、明治維新直前では身分単位で行われており、管理組織も寺社など自律性の高く、行政とは直結しない組織であった。それを治安維持を目的としてモジュールCに近い形で再編したのが壬申戸籍である。このモジュールは、徴兵などより高い目的での運用が困難であったため、1884年に管理組織である地方行政組織を大幅に改編し、モジュールJとなった。以下の検討を通じて明らかになるのは、国家に対抗的な社会集団の重要性である。彼らが強力な状況下では、彼らなしに国家は住民情報管理構造を構築するのが困難である。しかし彼らは国家による住民情報管理を阻害もする。日本におけるモジュールJの定着は村落共同体の退行を待って初めて可能になったのである。以下、議論の出発

点となる幕末期の国家－住民関係、壬申戸籍の目的とその編成過程における国家－村落共同体関係、徴兵をめぐる国家と村落共同体の対立、モジュールJの定着の順に説明していく。

幕末維新期の国家－住民関係を簡単に見てみよう。この時期の日本は中央政府以外にも住民に社会経済情報を提供する集団がいたため、混沌とした状況にあったといえるであろう。すなわち、当時、国家に対抗的な社会集団が数多く存在した。第一に、依然として国土の三分の二を支配する諸藩である。戊辰戦争後藩権力は衰退するが、諸藩は実効的支配を自己の領地に関して行っていた⁴。諸藩の支配地域では維新政府はそもそも住民を把握していなかった。第二に、村落共同体である。村落共同体は、江戸時代を通じて政府から自律的な存在で、実際に農民たちに生存戦略を供給してきたが、幕末の混乱の中で村落共同体の自律性はさらに強くなった(松尾、1986, 64; 中村、1992, 61)。

この時期にも住民情報管理制度は存在したが、大きく三つの点で戸籍制度とは異なっていた。第一に、制度は身分によって異なっており、主として管理対象となったのは被支配的な身分である農民と商工業者であった。彼らを管理するのは、「宗門帳」と総称される制度であった。一般的に「宗門帳」には、宗門帳、人別帳、五人組帳があるが、宗門帳は、元来はキリシタン取締の手段として登場し、人別帳は、賦役などに住民を動員する手段として、五人組帳は相互監視による治安維持の手段として各藩で採用されていた。こうした制度を支えたのは、藩権力と社寺であり、一般的には社寺を通じて住民情報管理が行われていた(大石、1959; 久武、1988)。第二に、住民情報の収集は、徴兵など人的資源の動員がなされないことが前提であった。主たる目的は、封建的な身分秩序を維持し、住民を土地に縛り付け、領主に対する反乱を予防することであった。その意味で、治安維持が焦点であったと言っているであろう。第三に、情報管理組織は社寺などであったが、彼らは村落共同体に依存しながら形成、管理していた。領主が設置する村方三役などの行政機関も、村落共同体から自律して選出されようがなかった。

次に、壬申戸籍(明治4年式戸籍)の目的とその編成過程における国家－村落共同体関係を見てみよう⁵。

1871年の戸籍法によれば、戸籍制度は住民を家の表現である「戸」の構成員とし、戸を本籍地という土地と結びつけることで住民を管理する住民登録制度である(村松、1999)。戸籍が住民の身分関係を公証する、純然たる身分登録制度になるのは明治期後半であって、それまでは行政的意味合いの強い制度であった。従前の制度からの変化を見ると、第一に、族属別登録主義から住所別登録主義へ変化した(山主、1958, 51)。新戸籍は、身分別戸籍編成を止め、屋敷地番号をつけ、家屋敷の登録という形をとった。これにより、士族と平民との差は、士族、平民などの属称で記されるものに限定された(福島、1969, 172)。第二に、戸籍業務に関する届出は戸主を通してのみ行われることになった(福島、1969, 179)。すなわち、戸籍を通じた身分行為を「戸主」が独占することになった。戸籍法によって、

⁴ 井戸田(1993, 第2章)の苗字法制の研究によれば、明治初期においては維新政府は幕藩体制下同様、苗字の許認可権を行使していたが、藩の管轄下の住民にはこれを行使できなかった。これに代表されるように、維新政府は諸藩に対してはまだ支配権を有していなかったのである。

⁵ 以下、「家」制度研究会による研究業績に基づき、戸籍制度形成に関する政治学的な解釈を行う。

戸主は家における絶対的な地位を与えられたのである。

従来の研究によると、維新政府は明治天皇制絶対主義体制による国家統合というマスタープランを持っており(山田、1991, 157-158; 佐藤、1985; 井戸田、1993, 第1章)、その一環として戸籍編纂事業を行ったという見解が有力である。さらに、壬申戸籍編纂事業は個人を「戸」を通して把握するため、維新政府は戸籍を通じて「家」制度を確立したという見解(福島、1959; 福島・利谷、1959a)、戸籍編纂事業のなかに徴税・徴兵といった、資源動員の具体的な形が包含されていた(山中、1988)とする見解もある。これらの見解はおそらくすべて正しい。とりわけ人的資源動員による兵力の確保は厳しい国際環境を考えると当然住民情報管理の目的に入るはずである。しかし、直接的にもっとも重要であったのは、政治的不安定への対処であったと考えてよい。それは、三府開港地対策の異様な充実ぶりに現れている。壬申戸籍は、三府開港地に関しては、制度施行の前年である1871年6月29日までに、送入籍手続き、寄留調査、旅行・寄留鑑札制度の項目に関して急速施行すべく命じていた(福島編、1959, 32)。これは、維新開国以来農村から三府開港場への人口移動と集中が生じており、その取締が地方官にとって重要かつ当面最大の急務であったためである⁶。

また、壬申戸籍では、鑑札・寄留制度を設けて、人の移動に関する取扱いが厳格に行うこととなっている(福島編、1959, 34-37; 福島、1959)。戸長の任務と関連して述べると、公私の所用で他国に滞留し、修行・奉公のため他国に寄留する者を戸長は全て寄留簿によって把握することになっており、寄留者は、移動の際に本貫管轄庁の鑑札を所持し、寄留地の戸長を通して寄留管轄庁に名前とともに鑑札を差し出し、寄留地管轄庁で新鑑札と引き換えることになっていた。また、戸長は、旅行者・旅宿を取り締まる義務を有し、鑑札調査に基づき、宿帳の検査・管轄庁への届出を行い、各戸の現実の人員構成を把握することになっていた。これは、人の移動を事前に知ることにより、治安の紊乱を予防する性格を有しているものと考えられる。つまり、1871年1月9日の広沢参議暗殺や、2月の山口藩脱隊騒動に例示されるような当時の不穏な治安情勢が、壬申戸籍で人の移動に関する機能を充実させたと推測できる。

壬申戸籍は、極めて不備の多い法律である。戸籍法編成に携わった細川潤次郎の証言によれば、同法案編成の初期には、原案はもっと長大であったが、実際に編成する過程で、原案をかなり圧縮した⁷。同法では、調査方法の規定の仕方も不明確で、人別改めの伝統と、壬申戸籍の原型になった京都府戸籍仕法書の先例に依存しており、出生死亡、身分変動登録手続き規定もほとんど見られない。壬申戸籍は戸籍編成法としての手続きすら欠いている。こうした中で異常に目につくのは、治安維持に関する条項である。確かに、壬申戸籍が治安維持以外の目的を全く有していなかったというわけではない。しかし、法を編纂する過程で多くの箇所が圧縮された中で、治安維持関連箇所だけは圧縮による不備が認められないということは、それだけ維新政府が、当面の課題として治安維持を重視していたことを示しているであろう。

それでは、維新政府が戸籍法制定を急いだ治安維持とはどのようなものであろうか。山主(1959)に

⁶ 福島(1959)。また、これに関連して、前年には「三府並開港場取締心得」が発令されて、該当する地方官に取り締まりが命じられていた。

⁷ このことは細川の発言から推定できる。福島、1959注(1)をみよ。

よれば、明治初期の戸籍法は脱籍浮浪取締を目的にしていた。法のいう「脱籍無産浮浪の徒」とは、政治的に自らアウトローになったものであり、その多くは士族で、維新政府樹立に貢献するところが少なくなかった。彼らは、維新政府成立時は、維新政府の支持基盤でもあった。しかしながら、彼らは維新政府の政策を妨害する者でもあった。脱籍浮浪士族は、維新政府そのものの正統性を認めていたが、維新政府の政策がかつての攘夷イデオロギーを具現するものではなかったため、特に三府開港地において外国人襲撃や要人暗殺を重ねていた(山主、1959, 184 注2,3)。彼らは、各地の下士の急進派で、尊皇イデオロギーの担い手であったため、維新政府はその弾圧・阻止を真正面からとり行えなかった。しかしながら、上述したような彼らの行為は統治上認められるものではなかったため、脱籍浮浪は禁止されねばならなかった。そこで維新政府は、まず処罰ではなく、「各々其ノ所ヲ得シムル」べく行政処分を行い、原籍に復帰させることを旨とした(山主、1958, 32)。また、脱藩予防のために、新墾地開拓などの授産措置を行った(山主、1958, 32)。これは、1869年2月5日の「府県施政順序」の中でみることができる。しかし、以上の措置は、復籍を強制できても、脱籍の発生自体をなくすことにはならず、依然として多量の無籍者を出すことになった(山主、1959)。

しかし、その後、「脱籍浮浪ノ徒」は質的に変化した。特に、1868年6月25日、1870年12月になされた秩録処分により、士族の特権回復を求める反動的な「不平士族」の登場が大きかった。これへの対応として、1870年9月4日に「脱籍無産ノ輩復籍規則」が制定され、脱籍浮浪士族対策はより処罰的性格を強めた(山主、1959)。それというのも、新たな「脱籍浮浪の徒」たる不平士族の目的は、以前の脱籍士族のように、自らの主義主張を貫くために三府開港地での狼藉を働くのではなく、封建復帰を願う反動主義として百姓一揆とも結びつき、反動的エネルギーとして各地に飛び火していったからであった⁸。このため、復籍手続きによる不平士族の本籍送還などの形で反政府活動を抑えようという従来の政策は行き詰まりを見せ、単に三府開港地だけではなく、藩をも含めた、全国レベルでの統一的な戸籍の制定により彼らを割り出し、全国的規模に拡大しつつあった反乱を抑えねばならなかったのである。このような治安状況の悪化を防ぐ手段として、全国的な統一的戸籍の制定が急がれるようになった。これが壬申戸籍の誕生へとつながるのである。

しかし、壬申戸籍を、政府は自らの力で編成する能力がなかった。廃藩置県の結果生じた府県制のもと、戸籍法の予定していた戸籍管区制が実施された。各戸籍管区には、区長戸長を官選で置き、公選で副戸長を置くこととなっていたが、細部は地方官の裁量に任されていた(大島、1981)。ここで言う区戸長は、政府の意図としては、単に戸籍を編成するだけの、戸籍吏としての意味あいしか持っていなかった。つまり、区戸長は一般地方行政機関ではなく、戸籍を専管する特別地方行政機関であると位置づけられていたのである(福島、1969)。維新政府が戸籍の調査機関を従来の組織や機関ではなく、新たに設けた理由は、福島によると、維新政府は古い村落共同体に不信感を抱いており、村を落伍的存在として評価していた点と、村役人の能力に疑問を感じていた点のではないかと(福島、1959a, 181)ということである。しかし、このような中央政府の意図に反して、地方官は法令の到達・徴税その他の一般庶政の末端機関としてこれを活用したため、従来の統治機関であった町村役人との競合が生じ

⁸ 百姓一揆との具体的な関係については、稲田編、1966、114、138、土屋・小野、1931。

た(大島、1981)。そこで、1872年4月には戸籍法による正副戸長は区とともに廃止され、庄屋名主などの名称を正副戸長に改称した。ところが、地方官のなかには統治上の利便のためにその管轄地方で自主的に大区小区を置いたため、1872年10月には大蔵省布達でこれを公認し、ここに大区小区制が成立した(福島・利谷、1959b)。この過程で、町村役人は廃止され大区に区長、小区に戸長が官選で置かれ、公選で副戸長が数名置かれた。区の大きさは、小区が、数町村を一つにし、更に数小区を合わせて大区とした。

この改革により、自然村である旧来の町村は区の中に埋め込まれる形になったが、実際には行政事務を行うために町村の機能は生き残っていた。例えば、神谷力の愛知県の調査によれば(神谷、1976、第4章)、戸長の下には五人組に基づく伍長の中で組内人民の公選により任命された組総代が存在しており、これが、布達の徹底、戸籍の調査、徴税など、県庁から小区に課せられた全行政の遂行を行った。また、副戸長には旧来の名望家が就くことが多く、実際の戸籍編纂業務は彼らが行った。別の研究によると、福岡県では、副戸長の下に「保長」という機関が存在していた(部落問題研究所編、1989)。このように、戸籍編成は当初の意図とは異なり、村落共同体を利用しながら行われたのであった。

しかし、治安維持の目的を越えて、政府が壬申戸籍を人的資源動員にしようとしたとき、政府は村落の強い反発を受け、譲歩を余儀なくされた。

国民軍の創建は、住民からの徴兵を要したが、維新政府の下での徴兵制導入には次の二点の困難が伴った。一つは、徴兵制が住民の反発を招くものである点であり、あと一つは、財政上の問題である。つまり、国民軍の基礎となる兵卒には壮丁を徴さねばならないが、壮丁を国民軍に編入すると、それだけ維新政府の主たる財源である地租が減少してしまう点である。この矛盾を解決する為に、1873年の徴兵令では、戸主を免役する制度を設けた(福島、1969、187-188)。それでも住民の反発は大きく、1873年から1874年12月まで、徴兵反対一揆が頻発した。1875年以降はこのような一揆はほとんど見られなくなるが、かわりに徴兵忌避が、壬申戸籍法の原則と密接な関係にある免役条項を利用して壬申戸籍法に基づいて行われるようになった。つまり、住民は戸籍法に基づき分家制度などを活用して戸主になることで徴兵を忌避した。このため、1878、1879年には、予定の4%しか集めることができなかった(福島、1969、189)。

この影響を直接被った陸軍省は事態を深刻に受けとめた。陸軍省は、地方制度や戸主免役条項が徴兵を妨害していると考えた。従って、徴兵問題は即ち地方制度の問題となったのである(福島、1956)。1873年に成立した大区小区制のもとにおける官選区戸長は、徴兵や地租という形で収奪を行う国家を代弁する者と見られ、徴兵反対、地租改正反対を叫ぶ新政反対一揆の中で、村落共同体から浮き上がり、反政府行動の的となった(福島、1969、182)。

徴兵令布告直後の村落共同体は、武士団とは違い、依然として国家に対抗的な能力を有していた。このため、茨城・三重で大暴動が起こった際に大久保の提案で維新政府は村落共同体に大幅に譲歩する形で、1878年にいわゆる三新法を制定し、大区小区制を廃し、郡村を復活させ、戸長も民選としたのであった(福島、1969、182)。これにより、政府の地方への統制力は大きく後退した。

また、戸籍の加除はそれまで府県庁の戸籍官吏によってなされていたが、あまりに煩雑なため、

1877年に既に区戸長の事務に移していた(福島、1969, 182)。よって、戸籍の加除は民選の村落代表的存在である区戸長が行うことになっており、徴兵逃れのための戸籍改ざんが容易になった。この両方の作用で政府の戸籍管理能力は著しく衰えた。この影響を直接被ったのは陸軍省である。そこで陸軍省は、徴兵忌避に対処すべく、免役条項の削除と地方制度への介入を行っていった。免役条項の削除は、1875年、1879年、1883年に行われた。これにより、真の「戸主」以外はほとんど免役できないようになってしまった(福島、1969, 193-208)。しかしこれにも飽き足らない陸軍省は、地方制度の根幹である戸長制度へも干渉していった。まず、1881年に大山巖は戸籍法改正の建議を提出した(福島、1969, 213-215)。大山は、戸長民選と戸長の戸籍への加除権限を批判した。戸長民選や戸長権限に見られるように、戸籍に関する権限が国家から離れたところにあるため、戸籍は改ざんされ、徴兵忌避が横行しているとみなしていた。これが1883年に元老院でとりあげるところとなり、翌1884年には、陸軍省主導のもとで、町村制度改革を行うこととなった(福島、1969, 216-219)。これにより、戸長は再び官選制となり、戸長管区制を採用した。ここでいう戸長管区は、六か町村をまとめたものであり、村落共同体と密接に関係していた従来の平民戸長を整理し、士族戸長の比率を激増させた(亀卦川、1955, 77)。

さて、従来ならば以上の改革を行えば、当然村落共同体の側から猛烈な反発が生じるはずなのであるが、このときではそうした反発はあまり起こっていない。これはなぜであろうか。

この点を考える上で参考になるのは、石川(1987)の研究である。彼によれば、明治10年代の戸長はすでに実力を有した地方名望家ではなかった。特に1882年を境に、戸長の質は大きく変わった。すでに名望家は地方の公的な職から退き、二流三流の名望家ないしは青年書生輩が進出する状況にあった。名望家のうち、ある部分は寄生地主となって町村行政への関心を失っており、またある部分は松方デフレの影響で没落して自家経営に汲々として町村行政から退かざるを得ない状況になっていた。

つまり、名望家がすでに地方政治から撤退している状況下では、村落はもはや国家に対抗できるようなリソース動員能力を有していなかった。村落は、独自に動員できるリソースもあまり有せず、組織的にも脆いものとなっていたのである⁹。

V. モジュールCの形成

1910年、日本は朝鮮半島を植民地化した。それに先立つ1895年に日清戦争の勝利により台湾を獲得したことから、日本は本格的な植民地帝国に変貌しつつあったが、1910年はその傾向を確定する重要な変化であった。植民地化は、住民情報管理の点でいくつかの変化をもたらさざるを得なかった。第一に、朝鮮半島居住者の情報管理である。旧大韓帝国の臣民は基本的には日本国民になったが、彼らをどのレベルで管理するのか。それまで外国人であった朝鮮半島在住日本人を今後どう扱うかも重要であった。加えて、条約改正により治外法権をなくした日本本国とは異なり、大韓帝国では日本に併

⁹ この後の村落再編と名望家の関係については、大石、1987。

合されるまで治外法権が維持されたため、外国人管理をめぐってこれをどう処理するかも重要であった。第二に、日本国内での植民地人の管理である。従来は外国人であった植民地人が日本国民になった。彼らをどのように管理するか、重要である。植民地化は本国人の植民地への移動と植民地人の本国への移動を促す。それゆえ植民地人を本国でどのように管理しようとしたのが重要である。逆に、植民地化後新たに植民地に移動する本国人をどのように管理しようとしたのかも重要になる。

ただし、人口数からも最も重要なのは植民地人の管理である。IIでは、住民情報の管理モジュールの選択にあたって住民の自律度と目的のレベルを決定要因として挙げた。植民地となった朝鮮ではどうであっただろうか。木村(2000)の研究によると、朝鮮では明治維新期の日本のように村落共同体の凝集力は高くなかった。しかし、近世日本に比しても経済の商業化が遅れていたことも一因として、住民が国家の社会経済情報に依存する程度も低かったようである。他方、目的のレベルについては、明治維新初期の日本と類似し、まず対策を必要とされたのは治安対策であった。また、将来はともかくも、この時点では植民地人を徴兵する予定もなかったため、目的のレベルは低かったと判断できる。それゆえ、選択される住民情報管理基盤はモジュールCであったと判断してよいであろう。

以下、住民情報管理をめぐる動きがモデルから推定されるとおりとなるか、検証してみよう。

1. 外地人管理

まず、朝鮮王朝の住民情報管理基盤である戸籍制度について見てみよう。崔(1996)によれば、朝鮮王朝時代の戸籍の目的は、次の三つであった。すなわち、国家権力が必要とする資源を課徴するための戸口数を把握することと、封建的身分の確認、人民の土地緊縛による流浪防止である。このことより、朝鮮王朝時代の戸籍制度は、政府による人的動員というレベルの高い目的を有していたといえることができる。しかし、朝鮮王朝時代から繰り返し指摘されてきたように、当時の戸籍制度はその機能を十分果たしていなかった。戸籍は、3年に一度、戸主の申告によって地方官において作成されることになっていたが、戸籍の申告はすなわち身分による用役負担を意味するため、あらゆる手段でこれを避けようとするようになる。そのため、五家統制という、日本の五人組制度に類似した近隣相互監視制度を導入し、現在の住民登録証に相当する号牌制を導入して戸籍調査の実を挙げようと何度も努力したが、その多くは失敗に終わっている。とりわけ文禄・慶長の役を初めとする日本や中国との戦争は戸籍制度の運用を実質的に破綻させ、その再建を困難にしていたようである。根本的には、親族組織など、住民側に国家以外に「生存戦略」(Migdal, 1988)を供給する社会集団が存在し、こうした組織に乏しい住民は、奴隷などの形で両班などの支配階層に個人的に属していたため、住民情報を国家に提供するインセンティブに欠けていたことが重要である。国家もまた、理想は高いレベルでの住民情報把握であったとしても、封建的身分制度のもとでは、実体において国家運営上必要ではなかった。

こうした状況を変更しようとしたのが1886年に制定された戸口調査規則である。1884年より外国の影響のもとで始まった近代化改革である甲午改革は、奴隷制の廃止などを行うが、それに関連して従来の戸籍制度に替わる住民情報基盤として実施されたのがそれである(崔、1996)。新制度では、「全国的戸数と人口を詳細に編纂して、人民をして国家が保護する利益を均霑する」(戸口調査規則第1条)

とされているように、戸籍の目的を国勢調査と福祉においた。国勢調査であることから、調査内容も居住地主義への転換、封建的身分関係の記載の縮小など旧制度からの大きな変更があるが、担当行政機関など運用方式は大半を旧制度を引き継いだため、住民からすれば旧来の制度との違いを理解するところにはならなかったと考えられる。それゆえ、依然国家による住民情報管理は不十分なままであった。

1910年に植民地人とされる旧大韓帝国人民の住民情報管理が本格化するのには、実質的に日本の支配によってである。1905年、日露戦争勃発と同時に朝鮮半島を実質的な勢力圏に入れた日本は、乙巳保護条約により韓国を保護国化し、外交のみならず内政についての実質的な権限を把握していた。そのための実質的な「政府」として置かれた統監府指導の下で1909年に、戸口調査規則に替わる形で導入されたのが民籍法であった。

民籍法の目的は、国勢調査や、直接的な資源動員を目的にしたものではなく、「家」と「家における個人の身分関係」を公示、証明する、個人の身分関係の登記制度としての体系を備えることであった。その意味内容、形式、公式の管理手続き、管掌機関はまさに日本の戸籍制度と基本的に同じで、日本で確立された制度を移入したものである。すなわち、管理単位は家であり、管理機関は一般行政組織である。その限りにおいて、モジュールJに近いものであるということが出来る。しかし、旧来の制度においても十分に機能しなかった地方行政組織が日本の支配を受けたとたんに機能するとは考えられず、住民の自律度にも前後して大きな変化があるわけではない。他方、日本の目的は徴兵など人的動員を朝鮮半島で図ろうとしていたのではなく、喫緊の課題は独立が侵害され、さらには奪われることによって発生する、日本側から見れば治安不安定要因を除去することであった。それゆえ、将来的には別として、当面は一般地方行政組織をこのために整備する必要があるわけでもなかった。それゆえに、日本としては、警察力の動員によって住民情報管理ができるようになればそれでよかったのである。木村(1999)によると、民籍法によれば、「民籍簿」の作成・保管は府尹・面邑長の責任であったが、「現実の保管・調査の実態はこれとは大きく異なった。例えば、「民籍取扱要綱」には次のような一連の記載が存在した。

民籍の取扱

身分戸口の異動を知らん為には人民の申告のみを待たずして寧ろ警察官吏の戸口調査に重きを置き兩者相待て其の完きを期せむとす

民籍簿

民籍簿にして警察署・警察分署の直轄区域内に係るものは各其の署に巡查駐在所の受持区域内に係るものは各其の駐在所に之を備う

各受持巡查は人民の申告及戸口調査に依りて知り得たる異動又は誤謬を民籍簿に照合して加除訂正すべし

口頭申告書

口頭申告書は各面長(面長なき地は之に準すへき者)の下に備付け人民より口頭申告ありたる時面長は之に其の要項を記載し翌月十五日迄に所轄巡查駐在所に送付すへし

受持巡査は面長より送付せる申告事項にして其の受持区に係るものは之に依り民籍簿を加除し受持区域外のものは其の所属の警察官署に送付すべし

このような民籍事務の実質的な警察官署による調査・管理は、実に、1925年まで継続されることとなる。」(木村、1999)

民籍法は、1910年の植民地化後しばらく日本の戸籍法とともに適用されたが、1923年「朝鮮戸籍令」の施行により、もう一度改革された(崔、1996)。戸籍行政の管掌機関は府尹または邑面長とする点は同じであるが、事務監督を、行政機関ではない、管轄地方法院長とし、身分上の地位の変動に関する事項を行政的な裁量によらず、法的に正確、かつ公正に取り扱うとした点が大きな変更点である。なお朝鮮戸籍令の基本骨格は植民地支配からの解放後も存続し、法そのものは1960年に戸籍法として改正されるも、第二次世界大戦後の韓国人の国籍を同定する機能を21世紀に至るまで果たし続けた。

住民情報管理基盤は戸籍制度によって機能するものではない。戸籍は、日本と同様、個人を土地に関連づけた家に所属させることによってその身分を確定する制度であり、人の移動をそのみで管理することはできない。戦前期の日本においても、それゆえに人の移動を寄留制度によって管理した。植民地化された朝鮮でも、民籍ないしは戸籍によって人の移動を管理できないため、そのための制度として「宿泊及居住規則」が、植民地化後間もない1911年に導入された(木村、1999)。同規則は、朝鮮人あるいは内地人、外国人を問わず、住民が本籍地(当然ながら外国人は該当しない)を離れて朝鮮内に居住あるいは宿泊する場合に、その事実を国家が把握するものである。日本本国の寄留制度との違いは、管理機関として警察が大きな役割を果たしたこと、寄留制度が戸籍との関連を有しているのに対し、宿泊及居住規則は民籍との関連を有さなかった点である。とりわけ後者が重要である。朝鮮人に関しては、一度本籍地から移動してしまえば国家はその住民を把握することができなくなるものであった。

その理由は、木村(1999)によれば、「警察、より具体的には憲兵、の治安維持上の必要性であった。警察にとっては、「要注意人物」の居住が特定できればその目的には十分であり、彼らはそれ以上の制度は不必要であった」ためである。日本政府は朝鮮人を体系的に把握する意欲に乏しかった。当面の焦点である朝鮮半島の治安維持に対処することができればそれでよかったのである。

2.内地人管理と外国人管理

内地人と外国人管理について、次に考えよう。朝鮮王朝時代および旧大韓帝国期の大きな特徴は、内地人も外国人であったこと、外国人は治外法権のもとに置かれていたことである。すなわち、いずれも国内の法令によらず外国との修好通商条約などの条約によって規定された。具体的には、外国人は領事の管轄下に置かれ、開港地、居留地、条約上の間行里程内では旅券審査がなされず、内地を旅行する場合も領事が発給する旅行証書を所持することで旅行が可能であった(法務部、2003、12-13)。実際に彼らが居住したのは多くの場合居留地となるが、居留地の指定を受けていない地域でも居留の

実体はあったようである(木村、1989)。しかし居留地が中心であったため、当該地に居留する日本人と日本政府の関係を軸に非朝鮮人の管理がどのように、なぜ変化したのかを見ていこう。

1905年の朝鮮統監府発足を前後して、朝鮮半島には官僚や警察などの形で支配者として日本本国人が移動するが、それ以前より多くの日本人が朝鮮半島に旅行し、居住を開始していた。彼らは、「商業を中心とした生業的渡航」が中心で、主として西日本を中心とした上昇志向のある、「明治前半期の経済変動下で没落した商人・士族・貧農が進出の主体」(木村、1989、30)であった。とりわけ廻船業者が中心となっていた。彼らは、日本国内に広い商業的ネットワークを持つと同時に、いわゆる「無産無頼の徒」とも接点がある。彼らの存在は、朝鮮を勢力圏内に収めようとする日本政府にとってありがたいものでもあったが、同時に迷惑な側面も強かった。

政府が当初朝鮮への進出を後押ししようとしたのは巨大資本であった。日本国内で成功した彼らは、政府との関係も存在しかつ良好で、緊密なコミュニケーションが可能であった。しかし、彼らは国内で成功しているが故に、政治的に不安定で基盤も脆弱な朝鮮への進出に消極的だった。それに替わって進出したのが先に挙げた商人たちであった。彼らは、政府の支援のもと、開港地に集住し、貿易やその周辺活動に従事すると同時に、朝鮮半島内に深く入り、国内行商活動を行った。こうした活動は、朝鮮半島内のライバルである清国商人との対抗上政府として必要であったため積極的に支援されたし、在留日本人も政府の支援を活用した。日清戦争、日露戦争という戦争に対しても彼らは積極的に協力した。戦争には自分たちの存廃が賭かっていたと同時に、大きなビジネスチャンスであった。こうした点に注目すれば、高崎(2002)が言うように彼らは日本政府の朝鮮侵略に協力する「草の根の侵略者」であった。

しかし、彼らは同時に日本政府にとって頭の痛い存在であった。本質的に機会主義者である彼らは、自分の利益のために行動しており、それが日本政府の政策と合致する限り協力していたに過ぎなかった。実際、彼らは政府にとって好都合な行動ばかりをしていたわけではない。彼らは朝鮮人との衝突でしばしば政治的事件を起こしたが、これらは外国である朝鮮で起こったものであったため、国際問題化する可能性が高かったのである。政府の支援を受けてはいたが、商業的なネットワークを持ち、独自に経済社会的情報を獲得でき、不利となれば政府の方針に反して半島からの撤退も可能な存在であったため、彼らは比較的国家からの自律性が高かったのである。

こうした自律性の高い商人を中心に形成された、開港地などに形成された居留民社会は日本政府にとって扱いにくい存在であった。居留民は朝鮮半島における日本の活動拠点であり、その活動の活発さが清国をはじめとする諸外国との競争の必要上重要であったため彼らは積極的に保護すべきであった。しかし彼らは政府の指示に唯々諾々と従う存在ではなかった。日清戦争後、居留民団は日本国内の市町村並の自治権を持つようになり、独自の課税権限を持ち、居留民社会に必要な事業を自主的に施行していくようになった(木村、1989)。1896年に居留民団長を公選で選出するようになり、1905年には居留民団法制定により民団が法人化され、課税に対する処罰権を有する、実質的な自治体となっていた。

しかし、元来自律性の高い住民でなる居留民社会での自治は、政府にとって好ましい存在ではなかった。とりわけ、大韓帝国が日本の保護国となり、統監府が置かれ、行政官吏を公然と大量に配するよ

うになって以降、居留民の存在価値は急速に低下した。さらに、日本政府と居留民との間には深刻な意見の対立をも含むようになっていった。浅野によると、保護国である韓国に対する日本の方針は、韓国を近代国家とする「自治育成策」であり、その上で居留民が保有している様々な特権は障害となっていたのである。その最たるものは治外法権であり、独自の自治組織であった(浅野、2008、第2編第2章-第3章)。初代統監となった伊藤博文は、居留民に治外法権の放棄を提起したが、それには強く反発し、1908年の民団長官選の提案に対し、居留民社会は強く反対した。次いで、朝鮮植民地化後の1911年には、居留民団の廃止と自治体系としての府制施行による民団組織の統合を行おうとした。旧大韓帝国が結んでいた不平等条約が、植民地化後日本政府の交渉により改定されたため、外国人居留地そのものが廃止された上、日本領となった朝鮮に居留民団の存在は不自然である。民団の廃止は植民地化の効果として当然とも言えるが、これに対しても居留民社会は強く反対した。本国人と植民地人を同じ組織で扱うということは、これまでのような特権を失うということである。自治の存在する居留民社会を自治の存在しない朝鮮人社会に合わせることは自分たちを非文明的に扱うことであり本国人として屈辱的だと考え反発することは、それまでの経緯から考えれば理解できることである。

可能性としては、居留民団の廃止はやむを得ないとしても、本国人の自治組織を認めるなど可能な限り彼らの特権的地位を保障することはありえた。しかし、朝鮮人地方組織との統合は日本政府にとって好都合であった。政府から見てやっかいな存在である居留民社会はできれば解体し、組織的凝集性を弱めて、居留民を総督府に従属する存在にしておく方が得策であったのである。1913年、ついに居留民団は解散され、府制に統合された。ただし、民団の保有していた資産は日本人子女のみを対象とする学校を運営するための「学校組合」に移管された。これ以降、彼らは府制における政治に参加することになる(姜、2001、152-153)。法的には、「宿泊及び居住規則」により、植民地人、外国人と同様に、警察によって住民情報の管理を受けるようになった。

日本本国からの人の移動は、上記に説明した商人を中心とし、居留民社会の中核を形成した人々や、官僚や警察など統治機構の担い手として来朝した者のほか、開拓農民としてやってきた者がいる。政府からの自律性という点では、統治機構の担い手となる人々はほぼ皆無である一方、居留民社会の人々は自律性が高かったといえることができる。しかし、上述した過程で、彼らも政府からの自律性を低めていった。では、残る開拓農民はどうであったか。簡単に言えば、彼らも政府からの自律性は全体として低かった。彼らは、日本政府による朝鮮への農民移民政策の一環として移民してきた人々であった。日本政府は、日本の高度な農法を朝鮮農民に伝達・啓蒙する効果の他、本国の余剰人口解消、本国との精神的一体化などを目的としていた。そのため、1908年に設立された東洋拓殖という国策会社を通じて、あるいは民間会社によって、移民募集から定着に至るまで政府の支援を受けながら農業移民が行われた。しかし、こうして移民する人々は、農家の次男以下が中心で、農業技術の点でも意欲の点でも政府の期待レベルに及ばず、自立は困難で政府の支援なしに成り立ちえなかったのである(轟、2007)。植民地人である朝鮮人との和合が進み、政府から自律して現地でのネットワークを形成しえたものもいる(轟、2008)が、大半は自律性が低いままであった。すなわち、朝鮮半島に移住した人々は、総じて国家からの自律性が低い状況に置かれた。36年間に及ぶ支配の中で、植民地朝鮮で生まれ育ち、本国を故郷に持たない二世、三世の本国人が居住するようになるが、こうした人々も国家に依存的

である点に変わりはなかったのである。

3. モジュールJとモジュールCの共存

日本は、朝鮮、台湾などの地域を植民地にすることによって、植民地帝国へと変貌していった。これにより、当初は法域を国内で一つしか持たない「国民国家性」も変質し、複数持つ「帝国性」へと国家の性格も変わった。国家と住民の関係も植民地帝国化で大きく変化した。当初は明治維新後の混乱を経て、ある程度自律性を持った住民に資源動員という高いレベルの目的を有する住民情報の管理を行うために、一般地方行政機関を管理組織として、管理単位を土地に関連づけられた家とするモジュールJを採用し、外国人に対しては治安維持という低いレベルの目的を有する情報管理に対応し、管理組織を警察とし、管理単位を個人に置くモジュールCを採用した。植民地帝国化後も、本国においての住民情報管理構造に大きな変化はない。他方、植民地化された朝鮮では、治安維持という低いレベルの目的を有する住民情報の管理を行うために、警察(公式には一般地方行政機関)を管理組織とし、管理単位を家とするモジュールCを採用し、外国人についても、管理単位を個人とするが同様のモジュールCを採用した。モジュール採用にあたっては、日本政府は日本で形成された住民情報管理構造の移植を目指したのは明らかである。しかし、日本のように一般地方行政組織が強固ではないなか、同じモジュールを適用するには無理があった。加えて、政府の朝鮮における住民情報把握の目的には徴兵などの資源動員が含まれていなかったため、こうした組織による正確な管理は必ずしも必要でなかったのである。それゆえ、当面の目的である治安維持を達成するために警察組織が代わって住民情報管理を行った。植民地人に関する住民情報管理は、いずれは一般地方行政組織で行われることが予定されており、その方向で進んでいくが、かなりの時間を要し、完全に警察が手を引くということにもならなかった。

このように、両者で異なるモジュールを採用したこと、他方で両地域が一つの帝国を構成したことは、住民情報管理に複雑な問題を引き起こすことになる。後者は、日本本国と植民地朝鮮の間での人の移動を活発化させる。他方、モジュールの違いはこうした移動をどのように管理するか、つまり植民地における本国人の管理と本国における植民地人の管理問題を引き起こすのである。このうち、本国人の朝鮮への移動については既に触れているので、植民地人の本国への移動について若干説明しておこう。

異なる法域間における人の移動に対処する方法は、大きく分けて二つある。一つは法域を地域とする属地主義的な考え方で、もう一つは法域は基本的に人に規定されるとする属人主義的な考え方である。治外法権などは後者にあたり、日本国内では条約改正により属地主義的に法を適用することとなっていた。しかし、浅野(2004a)によると、異法域間の法適用問題を解決する1918年制定の「共通法」により、日本は植民地との間で極めて属人主義に近い法体系をとることになった。すなわち、本国人には民事法、刑事法において本国の法律を適用するのに対し、植民地人にはそれぞれが属する植民地における法律を適用するという事になった。では、本国人であることと植民地人であることを規定するのは何か。それを共通法はその者の本籍地とし、本籍地の移転を外国人の帰化並みに困難なものとし

た。これは、植民地化以前に本国人が治外法権によって得ていた特権を事実上継続するものであった。住民情報についていえば、本国人が戸籍法と寄留法によって管理されるのに対し、朝鮮人は朝鮮民籍令によって基本的に管理されるということである。こうした法体系に対し、朝鮮総督府と台湾総督府は賛成ではなかった。例えば、朝鮮総督府は、「朝鮮併合によって同じ待遇を受けられるという確信によって朝鮮人は日本の統治を支持したのに、国籍法上の帰化に準じた手続きをとるようなことになれば……治安を悪化させる」(浅野、2004b, 85)とするものであった。しかし、本国の司法省は反対した。この反対の議論には、植民地人を徴兵することにつながることへの警戒感もあり、結果的に転籍を認めない法体系を持つことになったのである。

ただし、本国政府は、このような属人主義を過渡的なものと捉えていた。異法域を包含する帝国性は本質的には違和感を持っていたのである。日本政府は、その後第二次世界大戦に至るまで本国における法律を植民地にも適用し、植民地独自の法領域を縮小する方向で政策を進めていく。台湾においては、1930年代に入ると刑事法を除いてほとんどの領域で本国法が適用されるようになった。朝鮮半島においても同様で、徐々に本国法が直接適用されるようになっていく。原敬がそうであったように、政治的にも内地延長主義の動きが存在し、朝鮮半島に居住する住民にも国政への参政権を与えるべきとの方向性が存在した(成田、2007)。

ただし、実際の日本本国における植民地人の住民情報管理は、植民地化以前を継承して警察によって行われた。彼らは日本国籍を有することにはなったが、日本本国に居住してもモジュールJには組み込まれなかったのである。本国への渡航にあたってはしばしば警察によって渡航許可証明を求められた(外村、2008)。証明の必要の有無は時期によって異なり、裁量的で永続的なルールに基づくものではなかったが、必要とされた限りにおいては日本国籍保有者でありながら外国人のような扱いを受けたことができる。ただし、これは植民地帝国には多かれ少なかれ見られる現象であり、日本特有というわけではない。

本国への朝鮮人の初期の移動形態は、他国にも見られる典型的な植民地人の流入形態である。朝鮮半島における窮乏と本国内部での低賃金労働力需要がしばしば指摘されるが、こうしたプッシュ要因とプル要因が人の移動を引き起こすということは普遍的に見られることである。彼らが都市部に集中し、移動後は主として都市雑業層に属し、不安定な労働条件の下で暮らすことになるという点も一般的に見られる。彼らの存在は、本国人の都市雑業層と競合する。そのため、本国での景気が悪化し、雇用が減ると競合は様々な軋轢を本国人との間で引き起こすことになる。そしてそれは多くの場合差別的な排外行動につながりやすい。他方、様々な差別にさらされたうえ、国家からの経済社会情報の提供も受けない彼らは、独自の互助のネットワークを発達させ、集住による居住空間の確保、雇用情報の流通、出身地との連絡回路の確保を図るということが見られる。

以上のような植民地人の移動に見られる一般的な傾向により、日本本国での朝鮮人を取り巻く状況は相当程度説明可能である。とりわけ第一次世界大戦を契機に、日本は工業化の進展で都市における労働市場が急速に拡大し、同時に大正デモクラシーの動きにより民主化に進展が見られるが、これらは朝鮮半島から朝鮮人を引き寄せる魅力を高めると同時に、朝鮮人への排外的な社会の動きと政策を進めることにもなった。本国人より低賃金での労働を厭わない朝鮮人の存在は都市雑業層に属する

人々の反感を買い、関東大震災時の朝鮮人虐殺事件につながる遠因として作用するであろうし、民主化の進展で彼らの政治的発言力が強まれば、政府は労働力としての朝鮮人の流入を抑制するように渡航制限措置をとるであろう。とりわけ日本本国はまだ工業化の途上で国内に過剰労働人口を抱えていたため、より強くこの傾向が出ると考えられる。

なお、同様の傾向は、基本的にアメリカ大陸に移民した日本人社会にも言える。移住した日本人たちが北米及び南米で受けた扱いが日本本国での朝鮮人が受けた扱いと本質的に類似していることは、日本固有の現象と捉えるより移民という現象がもつ特徴として捉える方がより妥当な分析を行えることを示している。

VI. 戦時体制

1. 朝鮮での変化

1930年代に入り、日本は中国との戦争を本格化させ、さらに第二次世界大戦の勃発を受けて東南アジア地域に軍隊を進め、アメリカとの戦争も開始した。アジア・太平洋地域に広く戦線を拡大した日本が直面した問題の一つは、兵力であった。このため、日本政府は日本本国で徴兵を広く行ったが、その結果、本国では深刻な労働力不足が発生した。兵力についても本国人だけでは不十分であったため、植民地人からの動員を行わざるを得ない状況に至った。つまり、政府は、これまでのように治安維持の必要性以上の高い目的でもって住民情報管理を行わねばならなくなったのである。つまり、植民地人に対してもモジュールCからモジュールJへと住民情報管理構造を転換する必要が生じたのである。

朝鮮半島で構造変化が必要とされたのは、朝鮮戸籍令と宿泊及び居住規則間の関連の欠如であった。朝鮮人は、戸籍令によって、国家の構成員に登録されたが、戸籍令による戸籍に記載された本籍地は、日本本国の戸籍と同じく彼らの現住所を示すものではなく、移動すれば本籍地と現住所はかい離する性格を有している。植民地期に入り人口の流動化が進むにつれ本籍地と現住所の違いが顕著になると、戸籍令によって朝鮮人の住民情報を管理することは不十分になる。現住所に関する情報を管理するのが宿泊及び居住規則であるが、日本本国の寄留法とは異なり、これまでの植民地朝鮮では両者の関連がなかった。

両者を関連付け、体系的な住民情報管理を可能とするモジュールJは、1942年の朝鮮寄留令によって構築された。その契機となったのは、朝鮮における徴兵制度の実施であった。朝鮮においても、総力戦体制の下、1945年を目標に徴兵制度の全面実施が予定されていたが、従来のモジュールCでは、住民の正確な居住地をはじめとする住民情報が不正確であるうえ、戸籍と宿泊規則の届の間に相違が存在することがあり、正確な情報を管理できていなかったのである。

こうした動員は、朝鮮人をいつまでも植民地人として扱うことを許さなくなった。日本政府は彼らを本国人として扱う必要から、本国人とは違いがあるものの参政権を付与し、1945年には国会議員選挙へ

の投票が可能となることになっていた。本国人として扱うために、より一層同化政策が強化された。1939年の戸籍令改正によるいわゆる創氏改名もその一環である。これらの動きは、1918年の共通法制定時に、将来の時点で予定されていた法域の統一の動きに沿ったものであった。すなわち、日本政府の住民管理は帝国性から国民国家性へ重点を大幅に移動させたのである。

2. 日本での外地人管理の変化

日本本国国内における朝鮮人の住民情報管理についても、同じくモジュールCからモジュールJへの転換が生じていた。その鍵となったのは協和会である。

協和会は、関東大震災時の朝鮮人虐殺事件で在留朝鮮人が日本人から危害を加えられたことを教訓として、彼らの保護・統制を目的にして作られた団体で、広域自治体および警察幹部が組織の中枢に座り、特高警察の朝鮮人担当警官と彼らに指導される朝鮮人が実務を担当した。朝鮮人が多く居住する府県に団体が設けられたが、名称も府県によって異なり、事業内容も同じでなかった。とりわけ朝鮮人が最も多く住み、最初に団体が設けられた大阪府の協和会がモデルとなり、その後各府県に普及していくが、初期に関しては警察による弥縫的な取組に過ぎなかったといえよう。

こうした協和会に警察が本格的にてこ入れを図るのは、樋口(1986)によれば、在留朝鮮人への社会主義運動の浸透による。大正デモクラシーの動きと前後して、日本社会の改造の一潮流として社会主義思想が影響力を持ち始め、労働運動も盛んになるが、在留朝鮮人はその一翼を担う存在であった。その象徴が1922年以降各地で設立される朝鮮人労働組合である。彼らは積極的にデモやストに参加し、社会主義運動の主力勢力の一つとなるほどの動員力を有していた。在留朝鮮人には選挙権が付与されていたが、彼らの一部はそれを無産政党的の候補者に行使し、無産政党的の国会進出に貢献した(松田、1995)。それゆえ、治安問題から彼らに対処する必要が高まったのである。1934年、日本政府は「朝鮮人移住対策の件」を決定し、在留朝鮮人に関する初めての統一的な方針を示した(樋口、1986、27)。この方針は、昭和恐慌下での在留朝鮮人の急増が日本国内の失業問題を深刻化し、社会問題化したことに対応するものであったが、既に在留している朝鮮人に対しては、組織化を通じた統制、居住地域での治安維持の強化や、権力による指導強化を通じた同化を強化することになった(樋口、1986、30)。それを担ったのが協和会である。協和会は、新たな方針を受けて再編強化され、他方協和会以外の自主的団体は、朝鮮労働総同盟のように解散させられていった。かわって、協和会は、警察の全面的な介入のもとで在留朝鮮人を統制し、矯風会などの下部組織を通じて彼らの統制・同化事業を推し進めていった。各地で協和会の設立は相次いだ。地方には協和会の活動支援に温度差があった(樋口、1986、79)。この時点で、協和会を通じた警察の統制は治安維持に重点が置かれていたため、問題が発生していない府県で統制を強める必要はなかったためである。

しかし、30年代後半に日本国内での労働力不足が深刻になるや、その供給源として在留朝鮮人に注目が行くようになる。警察によって組織された協和会は、そのための絶好の手段として利用されていくようになる。その始まりが、1939年の中央協和会設立である。それまでばらつきがあった各地の協和会を統制する存在として、それまでなかった中央組織が政府主導で設立された。これ以降、協和会は

全国で同じフォーマットをもって組織化が進められることになるが、それを決定的に後押ししたのは、1939年10月、厚生省社会局長、内務省警保局長連名で出された依命通牒「協和事業の拡充に関する件」である。1938年の国家総動員法、1939年7月の国民徴用令を受けて、朝鮮半島在住の労働者の強制動員が決定されたが、その一環として協和事業の画期的拡充が図られた。在留朝鮮人には協和会会員証を配布され、常時携帯義務が課された(樋口、1986, 101)。警察はこれにあわせて、管轄管区の朝鮮人を含む植民地人の異動を、一般行政機関の戸籍・寄留業務さながらの正確さで管理するようになっていく(樋口、1986, 106)。この管理体制は、警察を管理組織とはしているが、管理単位を個人としており、明らかにモジュールKである。住民情報管理の目的が治安維持から資源動員に変わるとつれ、より正確な管理構造が必要になったためである。

しかし、日本政府の思惑とは異なり、在留朝鮮人の住民情報の管理は不十分で、彼らを強制動員することは困難だった。彼らは都市雑業に従事し続け、同化政策にも、たとえば自宅に神棚を作る程度にとどめるなど積極的に応じはしなかったのである。それというのも、彼らには、前節で指摘したように経済社会情報に関するネットワークが発達しており、政府に依存せずとも職業などの情報を入手することが容易であった。また、彼らは多くが都市部に集住していたため、住居や飲食などの困難に直面しても同胞からの提供により生活危機から逃れることができた。彼らは日本人と混住することも少なかったため、集住地帯内部まで実際に警察が直接統制するのは困難であった。一般地方行政組織ではなく、警察が情報管理を担当したことは、この点で不利に働いたとすることができるであろう。

河棕文(2010)によれば、在留朝鮮人の動員は低位にとどまることになる。それゆえ、日本政府はより一層朝鮮半島に在住する朝鮮人の動員に注目するようになった。日本人は国民徴用令などで既に限界まで動員されており、在留朝鮮人の動員が低位にとどまるのであれば、植民地人の動員によらざるを得ない。しかも、植民地人である朝鮮人は日本国内における経済社会情報をよく知らず、情報の非対称性を利用して不当に低い賃金で働かせることが可能である。しかし彼らも在留朝鮮人とネットワークがある者は逃亡した。ネットワークによって経済社会情報を埋めることができれば、彼らはより割の良い職種に転職するはずである。実際逃亡は、しかも大規模に起こっていたため(樋口、1986, 186)、日本政府はさらに強制動員を行わざるを得なくなった。結果的に、終戦時に200万人を超える朝鮮人が本国日本に居住することになったのである。

VII. 終戦

1. 引き揚げ

1945年、日本の敗戦によって植民地帝国日本は解体された。中核部分を構成していた日本本国と朝鮮、台湾はそれぞれ切り離され、別々の国民国家として歩むことになった。帝国の解体は、大量の人々の移動を伴った。植民地に移住していた日本人は日本に引き揚げ、日本に移住していた朝鮮人のかなりの部分が朝鮮に引き揚げた。

しかし、引き揚げは一律に生じたわけではなかった。朝鮮半島の日本人は、ほぼ全員が引き揚げた。当時朝鮮半島には、既に朝鮮在住二世、三世が生まれ、日本本国の土地を見たこともない世代が登場していたが、彼らも日本に引き揚げた。同様に、日本が支配的な影響力を持っていた、旧満洲地域などアジア各国に移住していた人々も急いで日本に引き揚げた。しかし、同じ日本に起源を持つ移民でも、アメリカ大陸に移住した人々はほとんど帰還しなかった。他方、日本に移住した朝鮮人は、大半が引き揚げたものの、なお、60万人に及ぶ人々が日本にとどまり、日本における最大の外国人集団を形成することになった。

戦後期の住民情報管理とヒトの移動についてまず検討しなければならないのは、なぜこのような違いが、日本人と朝鮮人の間で、そして日本人同士の間で生まれたかである。本稿のモデルからは、ヒトの移動について次のような説明が与えられる。モデルは、住民にとって経済社会全体に関する情報が何によって提供されるかが、国家への依存度に影響するとしている。それがネットワークによって、あるいは国家以外の社会集団によって提供される場合、住民は国家に依存する程度を下げることができる。しかし、国家が十分な情報を提供しており、住民の側でそれに対する拒否感がない場合、住民は国家に依存し、ネットワークの発達や他の社会集団からの情報提供を受けないであろう。

ネットワークが発達している場合、住民は仮に大きな社会変動があったとしても、居住地を変える必要がない。居住地の移動は、すなわちそれまでの生活で自己との関係性のない社会への移動である。ネットワークが存在すれば、居住を続けることで得られる情報の方が利益をもたらすため、移動を好ましいと思わないかもしれない。他方、国家への依存を強め、現地社会への関係性を有していない場合、彼らにとって居住を続けることは、国家による庇護がある限り有益である。しかし、それがなくなった場合、居住を続ける優位性は消滅し、移動を容易にする。

以上のモデルがもたらす含意は、日韓のヒトの移動に対して次のような予測を与える。まず、朝鮮在住の日本人は、帝国解体まで国家に依存することで情報問題を解決してきた。それゆえ、国家が存在しなくなった瞬間に、居住を続ける意味を失う。今後の彼らの生存戦略を提供しうるのは、日本国内に残る家族や親族などの共同体となるので、ほぼ全員が引き揚げを選択するであろう。他方、アメリカ大陸に移住した人々は、移民後、国家の保護を受けず現地社会でネットワークを形成することで情報問題を解決してきた。それゆえ、例え日本が敗戦したとしても彼らにとって引き揚げは何の意味も持たない。それゆえ彼らは引き続き居住を続けるであろう。

これに対して、日本在住の朝鮮人は対応が二つに分かれる。戦時期に強制動員によって渡日した人々は、現地社会とのネットワークをほとんど持っていない。しかも、彼らはもともと国家の保護を期待できなかった。日本の敗戦によってもはや強制の枠がなくなった以上、彼らは先を争って引き揚げるであろう。他方、戦時期以前に渡日し、現地社会にネットワークを形成している人々は、引き揚げによって得られる利益は前者に対しはるかに少なく、他方失う利益が大きい。それゆえ、居住を続けると考えられる。

実際、引き揚げに対するこれら移住者の選択はモデルの予測にほぼ沿うものである。在朝日本人の引き揚げから見よう。日本の敗北を受けて、朝鮮半島南部を占領した米軍は、武装解除された日本軍および日本人の本国送還に強い関心を示した。当時朝鮮半島には約70万の日本人が居住し、

約20万の日本軍が存在した(森田、1964, 7, 25)。戦争の敗北を受けて、多くの日本人は朝鮮半島からの引き揚げを急いだ。

これに対し、米軍および米軍政庁は、日本軍の無条件の帰国を命令し、用のない日本人の速やかな帰国を勧告した(森田、1964, 352-354)。米軍政庁は解放の喜びに沸く朝鮮人が日本人に危害を及ぼすことを警戒し、日本人をできる限り保護し、送還も全面的に米軍によって行うことにした。各地に散在する日本人への連絡は日本人の互助組織として各地に結成された日本人世話会が行うことになった。つまり、日本人の送還は日本人の民間組織と米軍政庁によって行われ、それに朝鮮人社会はほとんど関与しなかった。

日本軍の送還は米軍が直接担当し、米軍の進駐とともに始まった。日本軍の送還がほぼ終了する10月から、民間日本人の送還が始まった。この時点では在留希望の日本人の在留を認めるかどうか米軍政庁ははっきりさせていなかったが、1946年1月22日、日本人総引き揚げを命令し、軍政上不要な日本人は全て本国に送還されることになり、1946年3月に完了した(森田、1964, 391)。このあと、1946年以降に朝鮮半島北部から脱出した日本人の送還が残ったが、これらの送還も1947年にはほぼ完了した。

日本人の引き揚げには、米軍の引き揚げ政策が強く反映している。在留を続けたい日本人がいたとしても、米軍はそれを認めなかった。しかし、仮に認めていたとしても、日本人で最終的に在留するものはわずかであったと思われる。日本人は旧満洲を初めとしてアジアの他の地域にも移住していた。彼らは同じく米軍の占領下に置かれたわけではなく、退去を命じられたばかりでもないのに、一様に引き揚げを行っている(浅野・大沼、2004, 353)。彼らと異なる事情が在朝日本人にあるとは言えない。日本の敗北、それによる日本政府支配の消失はそれだけ現地の日本人社会に大きな影響を与えたと言うべきであろう。すなわち、朝鮮総督府によって情報コスト問題を解消してきた在朝日本人にとって総督府解体は致命的であった。彼らは、現地に資産があったとしても引き揚げざるを得なかった。この点は、アメリカ移民と大きく異なる点である。後者は、これから述べる日本残留を結果的に選択した在日朝鮮人のパターンで、ネットワークの形成により現地に残りやすかったのである。

次に、在日朝鮮人について見てみよう。終戦直後の日本には、約200万人の朝鮮人が住んでいた。彼らは在日外国人の中では飛びぬけて数が多かったため、当初は、利用可能な船便での帰国が無許可でも許された(竹前・中村、1996, 21)。しかし、帰還を急ぐ朝鮮人が多数九州と下関地方に集結し、公衆衛生などの上で様々な問題が生じたことから、GHQは10月に政府に命令して、外国人の無認可渡航を禁じ、混雑が治まるまでは朝鮮人を住所地に留めさせることにした(竹前・中村、1996, 21)。

日本国籍を保有はするが、ポツダム宣言によって民族解放がうたわれた在日朝鮮人の存在は、その地位の確定が難しいため、GHQにとってやっかいであった。占領直後、GHQは彼らの扱いについて、「初期の対日方針」(SWNCC150/4/A)での政治的・宗教的・人種的差別の撤廃以外に明確な指示を受けておらず、連動して日本政府も、在日朝鮮人が日本の法的支配をどの程度受けるべきなのか戸惑いがあった(金、1997, 208)。これに対し、在日朝鮮人は、解放によって自分たちが日本の法的支配から脱したものと考え、日本で不法ないし不穏当な行為を行うようになっていた。炭坑労働者の帰還運動に関する警察との衝突などはその例である(金、1997, 130-136)。

1945年11月に、GHQは彼らを「解放国民」として取り扱うことを明示した「初期の基本指令」(SWNC C205/1)を受けた。しかし、ここで明らかになった在日朝鮮人の地位保障は、治安維持問題とぶつかりあうことになる。GHQは、「解放国民」として在日朝鮮人の地位を保障する一方で、現実には在日朝鮮人によって引き起こされている、様々な治安維持上の問題を解決する必要性が生じたからである。

GHQは当初、在日朝鮮人の大半が帰国するものと考え、一定の保護を加えることにした。保護をより具体化したものとして、統合参謀本部は「在日難民」(SWNCC205/1)を送り、帰還のための補給と施設の費用、乗船料、鉄道運賃などを日本が負担するよう指示した(金、1997、163)。

かくして在日朝鮮人帰還のための体制が1945年年末に整えられた。1945年11月から開始された計画的な送還はこれによっていっそう弾みがつくはずであった。ところが、年末から、送還センターである地方引揚援護局に殺到していた自発的帰還者の群れがなくなった。かわって、送還を希望するものを見つけ、速やかな送還を奨励する必要性が生じたのである(竹前・中村、1963)。

そこで、GHQは、2月に日本政府に命じて全ての朝鮮人、中国人、台湾人、琉球人を登録し、送還希望者を確定する作業に入り、日本政府はGHQの指示に従い3月17日までに登録を行った。GHQは登録資料を参考にして帰還計画を作成し、3月から本格的な集団帰還が行われることとなったのである。ところが、今回の調査で帰還を希望しながら、当局の帰還通知に応じない在日朝鮮人が多数現れ、帰還は順調に進まなかった。つまり、相当数の在日朝鮮人が当局の設定した期間での帰還に応じず、日本に在留し続けることが明らかになった。1946年12月、在日外国人の集団帰還事業は終了するが、この時点で60万人前後の在日朝鮮人が日本に残ることになった(森田、1996、78)。

以上の記述より、在日朝鮮人には、早期に引き揚げたグループと、引き揚げに躊躇し結果的に残留を選択したグループに分かれたことが明らかである。在日朝鮮人のうち、徴用によって来日した人々にはネットワークもないため情報コストを解消できなかった。そのため何の躊躇もなく即座の帰国を選択した。他方、戦時期以前にやってきた人々にはネットワークがあったため帰国しなかった。むしろネットワークの途絶えた本国での生活により困難が想像されたであろう。そうであったことは、戦後日本への再渡航問題で傍証される。在日朝鮮人のなかには、一度本国に引き揚げたものの、再度日本に渡航する者が後を絶たなかった。後述のように戦後日本を管理したGHQは外国人の在留を嫌ったため、再渡航した彼らは不法入国者となる。それでも再渡航したのは、本国での生活再建が困難であるからであった。それは、部分的には本国での政治的経済的混乱に理由がある。しかし、これらの混乱があってもほとんどの朝鮮人は本国に止まっている。彼らが再渡航したのは、彼らにとってネットワークのある日本社会の方が生活しやすかったからと推定するのが妥当である。

2. モジュールの変化

植民地帝国の解体とそれに伴う引き揚げは、その後の日本と韓国の国家－住民関係を大きく変えた。引き揚げの非対称性は、韓国における在留日本人問題の発生を引き起こさなかったが、日本では在留韓国・朝鮮人問題を引き起こした。解体、すなわち二つの異法域の切り離しは、日本における外地人(朝鮮人)を外国人にした。しかし、かつて外地人だった人々を外国人化するには容易ではなく、

その困難さが戦後の在日韓国・朝鮮人問題のもとになる。もう一つ考慮すべき要素は、住民情報管理に関する国家の目的の変化である。憲法によって軍事力の所持が禁じられ、徴兵制が廃止された日本では、目的のレベルは低下せざるを得なかった。他方、南北に分断され、軍事的緊張状態に置かれた韓国は、逆に徴兵制を新たに作り、それに対処しなければならなかった。

この条件で必要とされるモジュールは、日本の場合、よりレベルの低いモジュールCでよく、韓国の場合よりレベルの高いモジュールJまたはKとする必要がある。しかし、これらのモジュールは構築のための初期費用がいるわけであって、一度構築されれば高いレベルで構築されたモジュールの維持管理は容易である。日本の場合、モジュールJがそれゆえに維持されると推定される。韓国の場合は、目標レベルの引き上げが必要であるため、従来のモジュールCでは不十分である。ただし、住民の10人に一人が本国外への移住を植民地時代に経験し、植民地支配からの解放後も南北分断などで高いレベルの社会的流動化を経験しているため、住民情報の管理単位を家とするのでは不十分で、個人を管理単位とする管理構造、すなわちモジュールKを採用するものと推定される。

外国人管理については、日本と韓国は同じモジュールCでも、外国人集団の有無が対応を分けると考えられる。日本の場合、在日韓国・朝鮮人が存在していた。彼らは治安維持上の対象であり、低いレベルでの情報管理が必要である。管理単位を個人とし、管理組織を警察とするのが本稿のモデルから導かれるが、警察を管理組織とすることがGHQによって禁じられていたため、戸籍や寄留の管理で経験知のある一般地方行政組織が管理組織となるであろう。他方、管理単位については個人であるが、戦前の協和会での管理体系を先例とした個別的な管理を行うことがまず考えられ、それに成功すればその体系が継続されると考えられる。他方、韓国では、引き揚げによって外国人集団が韓国社会に存在しない状況下で外国人管理制度を作っていくことになる。韓国でもアメリカ軍により警察による管理が否定されたが、外国人が希少なためアメリカが導入しようとした外国人管理専門担当組織である出入国管理組織による一括管理がなされるようになると考えられる。

3.内国人管理

日韓両国での本国人管理について、説明しよう。帝国が解体したとはいえ、政府が存続した日本では制度の大きな変更は考えにくい。植民地支配から独立し、政府を新たに形成した韓国では国家－住民関係を再構築する必要があり、大きな制度変更が予想される。そこで、内国人管理では韓国に重点を置いて説明する。

初めに、日本の場合を簡単に見ておこう。戦前期に既にモジュールJを確立させていた日本の住民情報管理構造は、戸籍による日本人の身分の公証と現住所の行政的な住民登録を、いずれも一般地方行政組織において行うという点で戦後にも引き継がれた。戦前のような徴兵制がなくなった今、住民情報管理の目的は低くなったが、一般地方行政組織に住民情報管理の暗黙知が形成されている以上、新たな組織に管理を移行するのはかえってコスト高になるのであった。

他方、管理単位は微調整が必要とされた(以下、村松、1999)。戦前の日本は、産業化により人口の流動性が高まったとはいえ、依然農村中心社会であった。しかし、戦後の急速な工業化、都市化は、

管理単位をより人口流動に対応可能なものに変更する必要が生じた。すなわち、戦前における住民登録である寄留制度は、戸籍制度の補完であり、戸籍における本籍地を移動する場合にのみ形成されるもので、全国民を網羅的に把握するものではなかった。また、寄留届の提出を住民が励行したわけでもなかったため、多分に漏れが生じていた。そこで、1951年、住民登録法が制定され、寄留制度に換えて住民登録制度が導入された。同制度は、住民に関する各種行政事務の処理を行うための基礎として大きな役割を果たしたが、居住関係の公証に重点が置かれ、各種行政事務処理との関係が明らかでなかったため、1967年の住民基本台帳法でその関連づけを行い、現在まで定着した制度として運用されている。

次に、韓国の場合を見ていく。1945年に日本の植民地支配から解放された朝鮮半島は、1948年までアメリカ軍とソ連軍による分割占領を受け、アメリカの占領下にあった南部は大韓民国として、ソ連の占領下にあった北部は朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)として分断状態で独立した。その2年後に発生した朝鮮戦争で焦土と化した中から復興していたが、1960年の学生革命、翌年の軍事クーデタが生じた。こうした政治的混乱の中で、韓国は国家－住民関係の再構築を行った。

既に述べたように、解放直前、韓国における住民情報管理構造は、朝鮮戸籍令と朝鮮寄留令の二本立てで、戦前期日本と類似した構成となっていた。韓国の戸籍は、戦前の日本の大正四年式戸籍に類似したものであった(金、1977)。しかし、これらは、これまで述べた歴史的経緯により欠落が生じていた。戸籍と寄留制度の関係も、植民地支配末期のような連携は消失していた。また、半島北部出身者は、自分の戸籍が韓国政府の支配の及ばない領域にあったため、確認することができなかった。

このような状態の放置が解放後15年あまり続いたが、朝鮮戦争の混乱が収拾した1950年代末より制度の整備が始まった。ただし、解放後の住民情報管理の中心となるのは戸籍ではない。日本と同様、戸籍は解放後において住民登録制度としての意味を大幅に減じ、住民登録制度は戦前の朝鮮寄留令を基礎として別途確立されていくためである。それゆえ、以下の記述から戸籍制度の変遷は除外する¹⁰。

住民登録制度の形成は、明治期日本における戸籍制度のそれと類似している点が多い。明治期日本では、国家に対抗的な社会集団として村落共同体が存在したため、モジュールCの導入は別としてモジュールJの確立には紆余曲折が見られた。韓国では、日本のような鞏固な村落共同体は見られなかったが、植民地時代の激しい人口流動に対応すべく様々なネットワークが形成されていた。植民地時代、朝鮮総督府は朝鮮半島における政府ではあったが、当時の住民に十分な経済社会情報を提供する存在ではなかったのである。そのような状況下で、住民はある程度国家から自律的でありえた。しかし他方、植民地支配で一度モジュールJを経験しているため、管理組織として一般地方行政組織

¹⁰ 戸籍制度は、自分が韓国人であることを公証する制度であったため、いち早く整備が始まった。すなわち、1959年に法典編纂委員会によって着手され、1960年1月1日に民法典とともに施行された。戸籍法はこうした経緯に見られるように、韓国が分裂国家であること、大量の日本在住者の存在及び急速な社会変動を受けて、本体自体も七次にわたり改正され、また多くの特例法を設けて戸籍整備にあたっていかねばならなかった(鄭周洙、1990,1991、金炳錫、1989)。
なお、戸籍事務自体は市・邑・面長の一般地方行政機関内の組織の管掌とし、地方法院長(日本の地方裁判所長に該当)の監督下で行われる点は、変わっていない。戸籍の整備は大変ではあったが、戦前に形成された制度を基本的に受け継いでいたのである(崔、1996)。

はある程度機能していたし、家を管理単位とした情報管理制度そのものは存在した。それゆえ、これらを国家から自律的な住民を相手に、しかも北朝鮮との対峙から人的資源の動員が可能な高いレベルの目的を達成できるようなモジュールを採択していく必要があったのである。

韓国の住民登録制度の目的が何であると考えられてきたかを整理する。当時の内務部関係者によれば(金丙郁、1979b)、住民登録法は三つの目的を有していた。それは、第一に住民の便宜を図ることであり、第二に事務処理の合理化と簡素化を図ることであり、第三に国家安保的な側面である。三番目は、治安維持と人的資源動員の両面を含んでいる。それゆえ、言い換えればこれらは、住民サービスの向上、行政の効率化、治安維持、人的資源動員の四つからなるということが出来る。しかしながら、住民登録法の目的は政府の方針により重点が変わるものであり、明治期戸籍制度の変容と同様に分析する必要がある。以下、住民登録法の制定から変容過程を見、当初の目的が治安維持であったが、人的資源動員に重点が移動した過程を明らかにしよう。

1962年までは住民情報管理は、朝鮮寄留令により寄留簿を編成する形で行われていた。これに対し、1961年に権力を掌握した朴正熙軍事政権は、1962年1月15日に寄留法を制定した(内務部・韓国地方行政研究院、1988, 1008)。寄留法は、市・郡に居住する住民を登録し、常時人口の増減を把握し、行政事務の効率的遂行に寄与させるというものであった。寄留事務の管掌は、市・郡が行い、これを地方法院(地方裁判所に相当)が監督した。しばらくして、寄留法は同年5月10日に住民登録法に置き換えられた(金丙郁、1979a)。寄留法では、寄留事務の監督を行うのは司法機関であったが、住民登録法では、これが上位の行政機関に変更された。また、事務の管掌機関も変更された。ソウル特別市の場合は、区庁長が、その他の市の場合は市長が、また郡の場合は邑・面長がそれぞれ管掌することになった。これに対する監督機関は順にソウル特別市長、道知事、郡守となった。また、実際の住所地と住民登録地は一致させることとなり、そうでない場合に対しては罰金を科すことになった(金丙郁、1979a)。

しかし、本法が本格的に機能し始めるのは、1968年5月29日の第一次改正以降である。改正前の住民登録法下では住民の虚偽申告や二重登録が絶えず、一向に有効に機能していなかった(内務部・韓国地方行政研究院、1988, 1011)。これでは、治安維持にはある程度機能したとしても、人的資源動員には不十分であった。1968年には1月21日に大統領府攻撃事件(内務部治安本部、1985, 608-613)、その翌日に米海軍プエブロ号拿捕事件が起きており(尹、1986, 318-321)、内部スパイの摘発という意味での治安維持と、韓国の支配圏内でのいわば方面軍的防御が必要と認識された。そこで同年2月に住民登録法改正案が出された。改正理由によると(内務部・韓国地方行政研究院、1988, 1010-1011)、住民登録法は従来戸籍との連関がなかったため、住民の虚偽申告や二重登録が絶えることがなかった。また、住居移動の申告をしないで無断で転出入する例が多かった。そこで、戸籍との連関を強め、本籍地の行政機関が常に住民を把握しておけるように住民登録地の行政機関と通報体制をとることにした。また、従来の申告主義以外に職権による強制的な住民調査制度、すなわち職権措置制度を採り、これに加えて全ての住民に住民登録証を発給することとなった。また、同法改正と同時に郷土予備軍を設置し(崔鍾起、1987)、北朝鮮の侵入に備えることになった。かくして朴正熙政権は治安維持と資源動員のために、本格的に住民管理制度を使用するようになっていった。

しかし本法はまだ徹底していなかった。同法改正後も住民登録証未発給者が58万名に及んでおり、その大部分が犯罪者、兵役忌避者、国外滞留者などであった(内務部・韓国地方行政研究院、1988, 1011)。そこで、1970年1月1日に第二次改正が行われ、こうした未発給問題を解消し、同時にスパイや不純分子を容易に識別・索出し、反共体制を強化した(内務部・韓国地方行政研究院、1988, 1012)。第二次改正法によると、警察官が国防または治安上必要とみなした場合、彼らの要求にしたがって住民登録証を提示する義務が国民に課され、加えて、住民登録証の国外持ち出しを禁止した。

住民情報を明確に人的資源動員に活用することを示したのは1973年の10月維新体制の成立である。1975年7月25日に住民登録法第三次改正が行われた。改正主旨によると、「安保体制を強化するため、住民登録を居住事実を知るに合わせて民防衛隊・予備軍など国家の人的資源を管理して、総力戦体制の基盤を確立する」(内務部・韓国地方行政研究院、1988, 1012)とあり、住民登録法を反共に向けての人的資源動員に利用するとした。この改正により、住民登録証発給年齢は18才から17才に引き下げられ、住民登録証の一斉更新、住民登録番号全面改正により、永久不変の住民登録番号を国民に賦与することになった。また、住民登録証の管理に対する個人の責任も強調され、その紛失に対し罰金が科された(内務部・韓国地方行政研究院、1988, 1012)。

1977年12月31日の第四次改正では、第三次改正と同じ文脈から、住民の人的事項を住民登録票に総合的に記録・管理せんとした。すなわち、同法改正により人的資源の効率的な管理を行い、住所移転時に各種法令による諸申告義務を住民登録法による申告に単一化するとし、住民登録票は個人別になった(内務部・韓国地方行政研究院、1988, 1013)。

この改革で大きいのは、住民把握を個人別に行うことにした点である。韓国では何度も住民登録法が改正されてきたが、改正の度に指摘されたのは、住民把握の不完全性であった。ここに至って他人との関係に基づかず、住民を個人別に把握せざるを得ない状況に追い込まれていたのであった。

4.外国人管理

次に、外国人管理について説明しよう。日本では、GHQによる占領が始まるやいなや、外国人問題は治安維持上の問題としてGHQおよび日本政府が認識するようになっていった。いわゆる在日朝鮮人問題である。占領当初、GHQは円滑な占領政策を実行するため、外国人の出入国を占領軍関係者以外原則として認めず、日本国内の外国人もできる限り本国に送還する政策をとった。本国送還はGHQの予定通りに順調に行われたが(竹前・中村、1996, 20)、最大の外国人集団である在日朝鮮人の送還には、数が多いために手間取った。

在日朝鮮人の帰還が、在日朝鮮人問題を解決するもっとも手っ取り早い方法であったが、それは不十分な結果に終わった。そして、結果的に在留を続ける在日朝鮮人の存在を、GHQも日本政府も治安維持上問題視した。それは、彼らが日本の警察に従わず、闇市での商行為や密造酒の製造、朝鮮人同士の暴力沙汰など不法行為を繰り返していたこと(金、1997, 268-271)、1946年になって、一度帰国したはずの在日朝鮮人が再び日本に不法入国するケースが激増したこと(法務省入国管理局、1981, 78)、前回の調査では食糧配給や犯罪捜査の資料として不十分であったこと(大沼、1978)からく

るものであった。

1946年11月、GHQは在日朝鮮人の法的地位を明確にする必要に迫られた。GHQは帰還を拒否した在日朝鮮人を日本の国内法令に服する存在であることを示し、これ以降、GHQは在日朝鮮人の扱いを日本人並みに修正していくのであった(金、1997、第3章)。1947年の5月に制定された外国人登録令は、この文脈から登場した。法令は、一般外国人を対象とするとなっているが、当時の情勢を考えあわせると、この法令が在日朝鮮人を焦点に当てたものであることは明白であった。

外国人登録令制定にあたって、内務省の原案では外国人登録担当機関を、戦前同様、警察署長としていた。これに対し、警察が本来の治安維持機能と直接関係のない行政分野を管轄とすることに警戒的であったGHQは、非刑事分野である外国人登録への警察の関与に強く反対した。そこで、担当機関は市町村長とすることになった(金、1997、359 ;大沼、1978)。当時、入管地方組織は存在しなかったため、外国人登録を行うにあたって、戦前からの実績のある警察か、類似の戸籍行政を担当していた基礎自治体以外に登録業務を担える機関はなかった。従って、この時の選択は警察の活用を否定された以上、やむを得ざるものであったのである。

しかし、外国人登録は治安維持上急を要する課題であったので、制定後2ヶ月の準備期間を置いて、7月1日から7月3日まで登録期限として登録を実施した。登録にあたって、登録の主体と客体から様々な問題が生じた。主たる登録対象である在日朝鮮人は、それが外国人としての地位を保障するのでもないのに、外国人登録証の携帯義務が生じるなど不利益となる面が多かったため、登録の実施に抵抗し、登録は円滑には進まなかった。自治体の側でも、不慣れや登録原票の不備、写真入手の困難といった技術的な問題で、登録は困難を極め、不正ないし不正確な事態も多々生じた(法務省入国管理局、1981、355-359)。加えて、1947年から1952年まで市町村への委託経費が国庫から出なかった。このような状態であったため、当時は市町村から外国人登録の委託返上論も出されていた(出入国管理局、1981、358)。

このように行われた外国人登録令による外国人把握が十分なものになるはずがなく、食糧配給、犯罪捜査などのための基礎資料として満足できるものではなかった。そこで、日本政府はより正確な把握を期すべく、2年後の1949年12月、外国人登録法の改正を行った。在日朝鮮人を組織し、急速に左翼活動を展開していた在日本朝鮮人連盟が、直前の9月に日本政府によって解散させられていたため、在日朝鮮人の組織的抵抗もあまりなかった(金、1997、671-673)。改正外国人登録令は、1950年1月16日から31日までに一斉に登録の切り替えが行われ、新たな登録証明の有効期間を3年とし、3年毎に確認申請を要することとなった。この時も登録窓口は市町村であった。1950年の登録でも、市町村は対応に苦慮し、不正登録が生じたが(法務省入国管理局、1981、357)、習熟の度合いは確実に高められていった。

外国人登録の担当を地方自治体としたのは、出先機関がなかったことによるやむを得ざる選択であった。しかし、在日朝鮮人問題で治安維持の重要性が上昇したため、高い費用をかけても見合うものとなっていた。こうして制度は執行されたが、その結果、地方自治体は業務に習熟し、暗黙知を蓄積していったのである。改正外国人登録令の施行時、入管行政は分散的で、次の機関によって担われていた。すなわち、出入国管理記録と連絡調整は外務省入国監理部で、港での事務は大蔵省税関、外国

人登録は法務府民事局(担当機関は都道府県、市町村)、違反者の措置は法務府検察局(実質は都道府県知事が発布し、警察官が執行)、違反者の収容は厚生省引揚援護局、護送および送還は国家警察と、業務によって担当者はばらばらであった(法務省入国管理局、1981, 78-79)。しかし、占領も終盤になり、外国人管理権の日本返還が議題に上り始めると、入管行政の整備の必要性が明らかになってきた。そこで、GHQと日本政府は新たな入管機構確立に向けて協議を開始した。日本側は、入管機構確立において、警察を入管行政に関わらせることを主張した。彼らの頭の中には戦前に入管行政があったのであろう。しかし、GHQが想定していたのは、外国人管理を入国から在留、出国まで一貫して独立した官庁が担当する、アメリカの入管行政であった(大沼、1978)。この構想からいって、警察の関与は、非刑事的な入管行政に刑事機関が絡むという点で望ましくなかった。また、GHQは警察が不法入国者の送還にエネルギーがとられ、警察本来の業務を十分に発揮していないという不満も持っていた(大沼、1978)。入管機構確立の動きは、朝鮮戦争を契機に加速し、1950年10月、外務省の外局として出入国管理庁が創設されたのであった(大沼、1978)。

ところが、この機構統合によっても、外国人登録業務は継続して市町村に委ねられることになった。この時入管の地方組織に配置されたのは入国警備官など661名のみで(法務省入国管理局、1981, 40)、入管による外国人登録を可能にするものではなかった。他方、1947年以降の経験により、市町村は外国人登録業務に徐々にではあるが習熟し、暗黙知を蓄積してきていた。日本の市町村は、戦前から戸籍を管理してきたこともあり、元来暗黙知を有していた。したがって、外国人登録業務を地方自治体に引き続き委ねる費用は、新規に入管で業務を行う時の費用より低かったのである。

加えて、外国人登録を行うことは、自治体にとって、外国人への保護情報測定作業を圧縮するという意味で、他の行政活動のコスト削減につながった。たとえば、生活保護や義務教育である。占領期、在日朝鮮人は生活保護・義務教育のみならず国民健康保険への加入も可能であった(吉岡、1995, 44-47; 271-279、法務省入国管理局、1981, 83)。これらの保護を行うための実施機関は市町村であったので、外国人登録が自治体で行われることは、外国人情報を手元に置いておけるという意味で結果的に自治体にとってもメリットになったのであった。

このように、当初、外国人登録担当が地方自治体になったことは自治体に当惑と混乱を与えたが、業務に習熟して暗黙知が蓄積されるとともに、他の行政分野のコスト圧縮などの効果をもたらしたために、自治体の行政の一部として定着したのである。こうして、制度は安定し、1951年の出入国管理令、1952年の外国人登録法の制定以後も基本的に存続することになったのである。

次に、韓国での在留外国人管理制度の変遷を見る。韓国も日本同様、アメリカの入管制度を導入したため、日本と類似点が多いが、各地の出入国管理事務所が日本と比べて発達していることと、地方自治体が入管業務にほとんど関与していないところが大きく異なる。これは、制度形成期に在留外国人に由来する治安維持の重要性が低かったことと、組織の選択の上で地方自治体よりも出先機関の方が投資費用が低かったために、制度変化がおこった結果なのである。韓国では日本と異なり、行政機関がほとんど関与しない形で外国人の排除が行われたが、軍政機関が外国人管理を直接担当するという性格は、軍政期間中変わらなかった。日本人の排除がほぼ完了した1946年2月、米軍政庁は軍

政法令「朝鮮入国・出国者の移動の管理および記録に関する件」を発し、朝鮮半島南部での入管体制を初めて規定した(法務部、1998, 367-368)。これによると、朝鮮半島南部での出入国管理は米軍政庁官房外務課(のち外務処)で担当し、窓口業務は地方の道・市の軍政官と外務課派遣館舎が担当することとなった。

ついで、独立を前にして、米軍政庁は新生韓国政府への入管業務移管の必要から、1948年7月、軍政法令を改正し、「南朝鮮への入国者または出国者移動の管理および記録に関する件」(法令第214号)を制定した(法務部、1998, 371-373)。ここでは、外務処を出入国管理に関する唯一の機関とし、財務部税関局を管理施行機関として指定、道・市内務局を外務処の政府機関に定め、情報の発表、手数料の徴収、申請書および要請の外務処への発送を行うとした。1946年の軍政法令により現地軍政官の業務とされていた窓口業務は、道・市内務局へ移管された。同じ日に、外務処令第1号「南朝鮮出入国者に関する取り決め」により、初めて在留外国人の管理方法が規定された(法務部、1998, 373-376)。しかし、これは具体的な手続きを一切規定しておらず、本格的な外国人登録が行われたわけではなかった。当時、朝鮮半島南部には米軍政庁関係者を除いて外国人がほとんどいなかったため、外国人が治安維持上の脅威と感じられることもなかった上、海外で活動して保護を受ける必要のある韓国人も、その帰属が法的にはっきりしない在日朝鮮人を除いてほとんどいない状態では、制度が具体化する必要性も低かったのである。

1948年8月、韓国は独立した。独立に先立ち制定された政府組織法により、出入国管理業務は新設の外務部の管轄となった。外務部は、独立後入管制度を確立するために、法制度の整備に努め、1949年11月、日本の出入国管理法と外国人登録法をあわせた機能を持つ「外国人の入国・出国と登録に関する法律」を制定した。ここで、韓国は初めて明確な手続き規定を持つ在留外国人管理制度を保持した(法務部、1998, 430-432)。

これによると、在留外国人管理は、居住許可制度と外国人登録制度の二元制であった。すなわち、国内に30日以上在留する長期在留外国人は、入国後30日以内に外務部長官(実際は外務部出張所)に居住許可を申請し、居住許可を受け、居住地を管轄する登録庁である市・区・邑・面長に登録し、外国人登録証明書を受けるという制度である。制度だけを見れば、居留許可を受けるという部分を除くと、日本の外国人登録制度に類似の制度であったことがわかるであろう。

法律制定を受けて、施行令が1950年3月に公布され、在留外国人登録が開始されることになった。このころ、中国での国共内戦と国府敗北で約4万人の中国人が韓国に避難していたため、登録の主要な対象となったのはこれらの人々であった。登録は、1950年4月10日に外務部で公告され、手続き期間は5月10日から6月10日、居留許可の窓口は外務部と、仁川、釜山の出張所で、外国人登録の窓口は、市・区庁、邑・面事務所とされた。しかし、6月25日に朝鮮戦争が勃発したため、登録は中断し、休戦後の1954年10月10日に再実施された(法務部、1998, 415)。

この時の登録はかなり不十分なものであったが、在留外国人に治安維持上ほとんど問題がなかったため、しばらく放置され、1958年9月16日、外務部・内務部・法務部連席会議でようやく11月10日から29日まで再度申告期間を設けて、再登録を行うことになった(法務部、1998, 415)。ともあれ、韓国でもアメリカでの外国人管理制度を採り入れた入管制度がこの時スタートしたのであった。

次に、入管行政の整備について説明する。1948年の政府発足以降、入管行政は外務部が担当していたが、実際の入管業務はソウル、仁川、釜山を除いて税関に依存する体制が続き、入管職員も少なかった(法務部、1998, 383)。1961年10月、政府組織法改正で出入国管理業務が法務部に移管されたあと、中央地方双方の入管機構が整備され始めた。中央では、当初出入国管理課でスタートした入管機構は、1970年2月に出入国管理担当官に、同年8月には出入国管理局に拡大・改編し、体制を整えた(法務部史編纂委員会、1988, 235-236)。地方の入管組織は、1963年3月5日の出入国管理法制定に伴う、12月の出入国管理事務所職制の改正で、出入国管理事務所として整備された。これ以降、出入国管理事務所は韓国の国際化に合わせて急速に入管職員を増やしていった。外務部時代、入管業務は、当初、仁川、釜山の出張所と外務部で行い、カバーできない地域は税関に依存しており、その後も、金浦出張所、麗水、馬山に分室が設けられたにとどまっていた。これが、12月の職制改正で3事務所、11出張所体制に拡充され、1970年には7事務所、13出張所にまで拡大し(法務部史編纂委員会、1988, 257-259)、1992年には12事務所、12出張所体制となった(法務部、1993, 13)。地方の入管職員の定員は1963年に49名だったものが、1970年には168名(法務部史編纂委員会、1988, 260)、1980年には455名(法務部、1989, 別表)、さらに1992年には930名(法務部、1993, 13)と、30年間で約20倍にまで急拡大されたのであった。このような規模拡大は、1963年に63,933名だった韓国への出入国者数が、1970年に859,228名、1992年には11,560,896名へと激増した(法務部、1968, 115; 法務部史編纂委員会、1988, 332; 法務部、1993, 166)のにあわせたものであった。入国する外国人の順調な増加に伴い、入管は急速に外国人管理のための「暗黙知」を獲得していった。入管の習得した技術は、出入国管理業務にとどまらず、在留外国人管理業務にも意識的に使われるようになった。それは、増加する外国人への便宜提供と、在留外国人に対するこれまでの管理の不十分さのために、1970年代に入管が内陸部に設置されるようになったこと(法務部、1998, 552)でも理解される。

他方、長期在留外国人のもう一方の管理者である地方自治体では、長期在留外国人が1963年の33,479名から1970年に37,929名、1992年にいたっても55,832名とあまり増えなかった上(法務部史編纂委員会、1988, 337; 法務部、1993, 180)、在留外国人が日本とは異なり、治安維持にとって危険な存在ではなかったため、外国人管理業務に習熟することはなかった。しかし、外国人管理担当の法務部はこれに不満であった。そこで、少なくとも1980年の時点で、事実上出入国管理事務所が外国人登録業務も多く地域で、直接管理するようになり、二重登録制度は形骸化していった(李敏浩、1981, 125-126)。法務部では、地方に委任した外国人登録業務を適切に処理されるよう、業務改善のため自治体へ業務指導を行ったが、うまくいかなかった(法務部、1990, 219)。永住している在韓中国人の便宜を考えて、一時彼らの登録業務を地方自治体に委ねなおそうとしたが、地方自治体の能力不足で方針を撤回せざるをえなかった¹¹。地方では外国人登録業務はほとんどが兼任で、業務遂行能力が低かったのである。1988年のソウルオリンピックを契機とした在留外国人の増加は地方のこうした無能をさらけ出すことになったのである。

法務部としても、1980年代から地方自治体での外国人登録をあきらめ、出先機関での一括処理を正

¹¹ 1998年11月23日金浦空港出入国管理事務所職員とのインタビューより。

式に行うことを考えるようになった(法務部、1998, 970-971)。その結果、1992年、出入国管理法が改正され、居住許可制度と外国人登録制度を一本化し、これを出先機関で行うこととしたのであった(法務部、1998, 979-981)。

制度形成時に外国人問題が治安維持上の焦点にならなかったことは、制度上外国人登録担当者であった地方自治体を登録業務に習熟させなかった。他方、大韓民国発足前には存在しなかった入管は、治安維持上の問題がなかっただけに、無理なく制度の整備を進めることができ、1970年代から本格化してきた外国人管理業務の増加に対応することができた。入管は事務の性質上、必ず外国人と接するため、外国人を扱う上での暗黙知を蓄積することも可能であった。このために、入管は地方自治体が十分対応していない外国人登録業務も肩代わりするようになっていったのである。

VIII. 終わりに

最後に、本稿の主張を再整理し、その限界を述べておこう。本稿は、日韓におけるヒトの移動に関する制度選択を、国家と住民双方の住民管理に関する合理的な行動によって説明しようとした。国家は自らの存立のために住民の持つ資源を動員する必要がある。資源動員には住民情報が必要である。他方、住民は自らの生存のために経済社会に関する情報を必要としている。この状況下における双方の合理的な行動が、住民管理に関する政治行政的基盤を決めるのである。

住民管理制度は変化するが、その要因は、住民が国家以外から経済社会情報を獲得可能であるかと、国家がどの程度正確な住民情報を必要としているかという、二つの変数によって左右される。

以上の極めて単純なモデルは、極めて複雑なヒトの移動をすべて説明できるとは、常識的には到底考えられないはずであるが、日韓間の制度選択及び大量現象としてのヒトの移動を相当程度説明するのに有効である。しかも、このモデルは対象を日韓に限定されない。それゆえ、別のケースでの検証が可能であり、さらに説明力を増すためにモデルを改良することも可能である。言い換えれば、日本と韓国の間における、ヒトの移動に関する現象は、特殊論に陥らず一般的な説明を与えることが可能である。また、他の植民地帝国における人の移動とも積極的に比較することが重要である。

このように有用性を持つモデルではあるが、様々な限界を有している。その最大は、戦後福祉国家における行政サービスと住民情報の関係を分析できないことである。本稿のモデルは、住民を資源の動員対象と見る観点で作られている。それは、戦前期において妥当であったかもしれない。しかし、福祉国家化が進んだ現在、住民は国家にとって財・サービスを供給する対象でもある。これらは住民を動員するのではなく、逆に資源を提供する者であるため、住民は積極的に住民情報を国家に提供するかもしれない。そうであれば、ゲームの構造は根本的に変わる可能性がある。その意味でも、さらなる改善が必要である。

参考文献

- 浅野豊美(2004a)「植民地での条約改正と日本帝国の法的形成」(浅野豊美・松田利彦編『植民地帝国日本の法的構造』信山社)
- 浅野豊美(2004b)「国際秩序と帝国秩序をめぐる日本帝国再編の構造」(浅野豊美・松田利彦編『植民地帝国日本の法的展開』信山社)
- 浅野豊美(2008)『帝国日本の植民地法制 法域統合と帝国秩序』名古屋大学出版会
- 浅野豊美・大沼保昭(2004)「講演と討論「戦後在日朝鮮人の法的地域の形成」」(浅野豊美・松田利彦編『植民地帝国日本の法的展開』信山社)
- 石川一三夫(1987)『近代日本の名望家と自治』木鐸社
- 石川友紀(1997)『日本移民の地理学的研究—沖縄・広島・山口—』榕樹書林
- 井戸田博史(1993)『家族の法と歴史—氏・戸籍・祖先祭祀—』世界思想社
- 稲田正次編(1966)『明治国家形成過程の研究』御茶の水書房
- 大石慎三郎(1959)「江戸時代における戸籍について—その形成と性格の検討—」(福島正夫編『戸籍制度と「家」制度』東京大学出版会)
- 大島美津子(1981)「地方自治」(福島正夫編『日本近代法体制の成立(上)』日本評論社)
- 大西裕(1997)「住民把握行政の形成」(日本行政学会編『比較の中の行政と行政観・災害と行政』ぎょうせい)
- 大沼保昭(1978)「出入国管理法制の成立過程—1952年体制の前史—」(寺沢・山本・波多野・筒井・大沼編『国際法学の再構築 下』東京大学出版会)
- 神谷力(1976)『家と村の法史研究 日本近代法の成立過程』御茶の水書房
- 姜再鎬(2001)『植民地朝鮮の地方制度』東京大学出版会
- 金太基(1997)『戦後日本政治と在日朝鮮人問題—SCAPの対在日朝鮮人政策 1945～1952年—』勁草書房
- 亀卦川浩(1955)『明治地方自治制度の成立過程』東京市政調査会
- 金容漢(1977)『韓国の戸籍制度と戸籍法』日本加除出版
- 木村健二(1989)『朝鮮近代史研究双書7 在朝日本人の社会史』未来社
- 木村幹(1999)「戸籍から住民登録へ—解放前朝鮮半島における住民把握形態の変化—」(村松岐夫編『途上国の地方行政システムと開発』平成9年度～平成10年度科学研究費補助金基盤研究(B)(2)研究成果報告書 課題番号09552003)
- 木村幹(2000)『朝鮮／韓国ナショナリズムと「小国」意識—朝貢国から国民国家へ—』ミネルヴァ書房
- 黒木忠正(1988)「外事法」(黒木忠正・細川清『外事法・国籍法』ぎょうせい)
- 佐藤正広(1985)「明治「近代」法制の導入と伝統的農村慣習法」(『社会経済史学』50巻5号)
- 重松伸司(1999)『国際移動の歴史社会学』名古屋大学出版会
- 外村大(2008)「日本帝国の渡航管理と朝鮮人の密航」(蘭信三編著『日本帝国をめぐる人口移動の国際社会学』不二出版)
- 高崎宗司(1993)「在朝日本人と日清戦争」(『岩波講座 近代日本と植民地 5＝膨張する帝国の人流』岩波書

店)

高崎宗司(2002)『植民地朝鮮の日本人』岩波新書

竹前栄治・中村隆英監修(1996)『GHQ日本占領史 第16巻 外国人の取り扱い』日本図書センター

崔弘基(1996)『韓国戸籍制度史の研究』第一書房

土屋喬雄・小野道雄(1931)『明治初年農民騒擾録』南北書院

轟博志(2007)「朝鮮における日本人農業移民」(米山裕・河原典史編『日系人の経験と国際移動 在外日本人・移民の近現代史』人文書院)

轟博志(2008)「朝鮮における日本人農業移住の空間展開—東洋拓殖の『移住者名簿』を中心として」(蘭信三編著『日本帝国をめぐる人口移動の国際社会学』不二出版)

中村哲(1992)『明治維新』集英社

成田龍一(2007)『大正デモクラシー』岩波書店

河棕文(2010)「日本本土居住の朝鮮人の生活と『動員』」(本報告書所収)

服部民夫(1988)『韓国の経営発展』文真堂

樋口雄一(1986)『天皇制論叢5 協和会 戦時下朝鮮人統制組織の研究』社会評論社

久武綾子(1988)『氏と戸籍の女性史—わが国における変遷と諸外国との比較』世界思想社

福島正夫(1969)『日本資本主義と「家」制度』東京大学出版会(再版)

福島正夫(1959)「明治四年戸籍法の史的前提とその構造」(福島正夫編『戸籍制度と「家」制度』東京大学出版会)

福島正夫(1956)「明治前半期における「家」制度の形成」(日本法社会学会編『家族制度の研究(上)』有斐閣)

福島正夫編(1959)『「家」制度の研究 資料編 1』東京大学出版会

福島正夫・利谷信義(1959a)「解題」(福島正夫編『「家」制度の研究 資料編 1』東京大学出版会)

福島正夫・利谷信義(1959b)「附録 明治前期における戸籍制度の発展」(福島正夫編『「家」制度の研究 資料編 1』東京大学出版会)

部落問題研究所編(1989)『近代日本の社会史的分析 天皇制下の部落問題』部落問題研究所出版部

法務省入国管理局編(1981)『出入国管理の回顧と展望—入管発足30周年を記念して—』法務省入国管理局

松尾正人(1986)『廃藩置県—近代統一国家への苦悶—』中央公論社

松田利彦(1995)『双書 在日韓国・朝鮮人の法律問題5 戦前期の在日朝鮮人と参政権』明石書店

村松岐夫(1999)「行政における住民把握と市民概念の発展」(村松岐夫編『途上国の地方行政システムと開発』平成9年度～平成10年度科学研究費補助金基盤研究(B)(2)研究成果報告書 課題番号09552003)

森田芳夫(1964)『朝鮮終戦の記録』巖南堂書店

——(1996)『数字が語る在日韓国・朝鮮人の歴史』明石書店

山田公平(1992)「二〇世紀末、東アジアの「国民国家と地方自治」—日・韓比較を中心に」『名古屋大学法政論集』141巻

山中永之佑(1988)『日本近代国家の形成と「家」制度』日本評論社

山主政幸(1958)『日本社会と家族法—戸籍法を通して』日本評論新社

山主政幸(1959)「明治戸籍法の一機能—脱籍取締について」(福島正夫編『戸籍制度と「家」制度』東京大学出

版会)

山室信一(2003)『『国民帝国』論の射程』(山本有造編『帝国の研究—原理・類型・関係—』名古屋大学出版会)

山本吉宣(2006)『『帝国』の国際政治学—冷戦後の国際システムとアメリカ』東信堂

尹景徹(1986)『分断後の韓国政治 1945～1986年』木鐸社

吉岡増雄(1995)『在日外国人と社会保障—戦後日本のマイノリティ住民の人権—』社会評論社

金炳錫(1989)『戸籍의 理論과 実務』育法社【韓国語】

金丙郁(1979b)「住民登録業務의 發展方向과 当面課題」(『司法行政』223)【韓国語】

金丙郁(1979a)「住民登録制度의 意義와 沿革 概観」(『司法行政』228)【韓国語】

内務部治安本部(1985)『韓国警察史 第3巻』

内務部・韓国地方行政研究院(1988)『韓国地方行政史 1948-1986(上)』【韓国語】

李敏浩(1981)「出入国管理行政에 관한 研究—우리나라의 現象과 対策—」延世大学校行政大学院碩士學位論文【韓国語】

鄭周洙(1990, 1991)「韓国戸籍法制30年の 回顧와 展望(1・2・3)」(『司法行政』347, 348, 349)【韓国語】

崔鍾起(1987)「国防行政」(趙錫俊外共編『韓国行政의 歴史的 分析 1968-1984』ソウル大学校出版部)【韓国語】

法務部(2003)『出入国管理 40年史』【韓国語】

法務部(1968)『法務行政 1968年版』【韓国語】

——(1989, 1990, 1993年版)『法務年鑑』【韓国語】

——(1998)『韓国出入国管理史(仮製本)』【韓国語】

法務部史編集委員会(1988)『法務部史』【韓国語】

Doyle, Michael (1986), *Empires*, Cornell University Press.

Lind, H(1969), “Internal Migration in Britain,” in J. A. Jackson ed., *Migration*, Cambridge University Press.

Migdal, J.S. (1988), *Strong Societies and Weak States: State-Society Relations and State Capabilities in the Third World*, Princeton University Press

Motyl, Alexander(2001), *Imperial Ends: The Decay, Collapse, and Revival of Empires*, Columbia University Press.

Petras, E. M.(1981), “The Global Labor Market in the Modern World Economy,” in Kritiz, M. M., C.B. Keely, and S. M. Tomasi eds. eds., *Global Trends in Migration*, Center for Migration studies.

Ravenstein, E. G.(1985), “The Laws of Migration,” *Journal of the Royal Statistical Society*, 48.

Wallerstein, I.(1974), *The Modern World System*, Academic Press.

批評文(河棕文)

1. 大日本帝国形成と崩壊前後を対象に行われた人の移動について、「単純な説明」、あるいは「一貫した説明」(389頁)を試みるという問題意識は、斬新で意義深いと考えられる。学際間研究の必要性和価値が提唱されている状況で、歴史学研究が主流を形成してきた人の移動、特に強制連行と関連した歴史的事実を新しく眺める良い刺激を得ることもできるからである。同時に既存研究の成果を豊富に活用しており、筆者の問題意識が真摯で総合的だということ汲みとることができる。以下は筆者の研究を深化・発展させるのに必要と考えられる事項を指摘したものである。

2. 既存の歴史学研究の成果に投げかける意味は何かという問いは、筆者の問題意識とは直接的に関係がないという反論が可能だが、「住民情報管理機構」の「経路依存性」(397頁)という概念は、歴史学の理解方法と衝突することもある。仮に「外地を内地化していくモーメントを日本は持っていた」(394頁)との断定や、参政権付与と創氏改名について「1918年の共通法制定時に、将来の時点で予定されていた法域の統一の動きに沿ったもの」(413頁)という評価は、筆者も指摘したように「差別」と「同化」、ないし「国民国家性」と「帝国性」の間の「中途半端」(392頁)を集中的に攻略してきた歴史学の問題意識と対立する認識を生み、ひいては歴史的事実に対する誤ったイメージを植えつけることができるようになる。このような要素についての最小限の言及は「歴史共同研究」というフレーム内に存在する論文であるから必須だと思われる。

3. モジュールの厳密性についての指摘である。戦前日本本土で日本人に対する管理はモジュールJを設定しており、このことは徴兵についてはほぼ妥当だと思われる。しかし、戦時期に入ると徴兵以外に労働力動員も強化され、労働者として動員される日本人の把握は徴兵と違って徹底して個人中心である。例えば労働力動員を専門的に担っていた職業紹介機関が絶え間ない労働移動を防止するために実施していた「国民労務手帳」(1941年)の場合、徹底的に個人を管理単位とし、このことは協和会会員証と類似する。そのような面で戦時期の日本内で日本人に関する住民情報は「必要によって」モジュールKを採択したと見るべきなのである。

4. 人の移動に影響を与えた要因として、住民間のネットワーク形成の有無に注目している。このことと関連して、植民地朝鮮に移住した日本人の場合、併合以前と以後を比べて、後者の場合移民者の自律性は低く「国家に依存的である」(409頁)としながら、ネットワークを形成できなかったと説明する。これに比べ、日本本土に移住した朝鮮人はネットワークの発達を指摘している(414頁)。本当に朝鮮に居住していた日本人と、日本本土に居住していた朝鮮人の間には、ネットワークの有無と強弱について決定的な差が存在したのかについての論証は必須なことがらである。この点への補完があるべきだと判断される。このことと関連して、日本の居住地と朝鮮の故郷を連結する移住朝鮮人のネットワークに注目し、日本政府と植民地政府が「支配体制維持」の観点からネットワークの規制・遮断に尽力したという点を明らかにした水野直樹の研究、「朝鮮人の国外移住と日本帝国」(『岩波講座 世界歴史19 移

動と移民』、岩波書店、1999年)の研究も参照する価値がある。

5.上の質問の表現を変えると、モジュールの形成と変動は、個別の歴史的事実の因果関係とどんな影響を相互に与え合うのか、となる。例えば強制連行された朝鮮人は「日本にいても情報問題が解消されないため大量に引き揚げ」(399頁)という評価は、大量帰還(引き揚げ)という歴史的事実の原因として、どの程度の重要性を持つかという問いが必ず伴う。なぜなら、モジュール像の評価と言っても、歴史研究に影響を及ぼすことができるからである。従って批評者の立場では、モジュール像の変動と歴史的事実の因果関係についての最小限の叙述が冒頭で行われればと提案するものである。

6.一般的な移民と帝国－植民地間の移民の類似性と差別性についての記述の間に、適切なバランスが欠如していると見られる。例えば「移住した日本人たちが北米及び南米で受けた扱いが日本本国での朝鮮人が受けた扱いと本質的に類似していることは、日本固有の現象と捉えるより移民という現象がもつ特徴として捉える方がより妥当な分析を行える」(412頁)という部分である。周知の通り、一般的な移民と帝国－植民地間の移民は多くの類似点が存在するが、前者と後者は帝国－植民地関係の解消という決定的な契機の前後に明らかに違いを表す。この点に関する補強の記述が必要だと考えられる。

7.事実確認

*「民主化の進展で彼らの政治的発言力が強まれば、政府は労働力としての朝鮮人の流入を抑制するように渡航制限措置をとる」(412頁)とあるが、ここで「彼ら」とは誰を指すのか不明確である。また「彼ら」が日本人都市雑業層であれ、韓国人であれ、「韓国人流入の抑制」は、「政治的発言力」が強まってではなく、契機局面による国家の政策的判断という見解が支配的である。

*西成田豊の指摘と共に「既住在日朝鮮人に対する「帝国」国家の基本的な政策方向は労働力動員よりも治安維持の観点での精神的動員や「同化」政策の推進に相対的な重点を置いていた」(『在日朝鮮人の「世界」と「帝国」国家』、229頁)ということと、「住民情報管理の目的が治安維持から資源動員に変わ」(414頁)ったという認識は相反する見解なので、筆者の再検討が必要だと見られる。

* 414頁に「河によれば」とあるが、本文にも参考文献にも関連の記述がない。

批評文へのコメント(大西 裕)

おそらく歴史学者によってなじみやすいとは言えないスタイルの本論文を、学問的規律を超えて好意的に読んでいただいた評者に対し厚く感謝する。筆者は、この研究プロジェクトで初めて、戦前期の人の移動について研究を行ったが、その過程で多くの研究者から多くのことを学ぶことができ、筆者によるこれまでの研究の問題点をよく理解できた。ただし、研究期間があまりに短かったため、先行研究を十分消化できず、バランスを欠き、誤解を招きかねない議論を生じたと思われる。にもかかわらず筆者の研究意図を斟酌して適切なコメントを受け取ったことに大変感激している。

以下、評者の指摘について、筆者の理解した範囲で、今後の研究に資する形で本論文が理解されることを願ってコメントをしていきたい。なお、7で指摘されている点については時間をおいて確認したい。「河」とは評者の本研究での報告を指しており、論文題目が明らかになった段階でそれに変える予定であった。失礼をお許し頂きたい。

2について

一般化を指向する社会科学的研究と、個別事象を重視する歴史学的研究でアプローチの重点が異なることは確かであり、研究に対する評価も重点の置き方の違いが反映されざるをえない。具体的には一つ一つの歴史的事象をどう評価するかもアプローチの仕方によって異なることは確かであるが、ここでの指摘はそれほど根本的なものではないと思われる。評者が指摘する「経路依存性」は、戦後の日本の住民情報管理制度が、戦前に比して高い目標を有さなくなったとしても、新たな制度を形成することにはならないことをいうために述べられており、戦前の日本が有していた法域統一志向とは関連性がない。参政権付与や創氏改名は、1918年の時点で予定されていた制度であると筆者は考えていないし、そうしたプログラム性は過去の研究を見ても感じないが、法域統一という観点からすれば好都合であったことは確かであろう。筆者は、戦前期の法域統一の動きに対して本論文において何らかの価値評価をするものではない。法域統一のみならず、あらゆる事象について何らかの価値評価を本論文において行おうとする意図も意思もないことをここで改めて表明しておく。

1について

戦時期の日本における日本人に対する労働動員については論文執筆時に念頭から漏れていた点であり、指摘について感謝する。国民労務手帳について筆者はよく理解していないので分からないが、それが網羅性を有しているかどうか、戸籍制度・寄留制度と無関連に個人を自己証明するものであるかどうか重要であろう。そうでないとすれば、住民情報管理制度の観点から言えば、現在の日本における運転免許証と同様に位置づけられることになる。

4について

本論文は個々の事象を明らかにすることを目標としていないため、それは全面的に既存研究に依存しているが、日本人にせよ、朝鮮人にせよ、ネットワークがいかなる様態を有するかは今後の重要な研

究課題であろうし、そのためには社会学的な調査が行われる必要がある。なお、評者が指摘する水野論文は研究段階で検討したが、研究の重要性は理解するものの、方法論的にこうした課題に応えられるものではないと判断した。

ただし、ネットワークの違いを本論文のように設定することによって人の移動についての多くの事象に一貫した説明が与えられることは確かである。社会科学は現在入手可能なデータからそうではない事実を推定することが重要である。それゆえ、ネットワークの違いを仮定してもなお説明困難な事象を提示して本論文への反論という形をとって欲しかった。

5について

日本終戦時における朝鮮人の大量帰還については、本論文で指摘した以外に要因があるとの指摘はそうであろうと考える。しかし、動員を受けた人々が、その原因が排除されたことによってすぐに本国に帰還すると直ちに結びつけるのは論理的に妥当ではないと思われる。送出地からの関連が途絶え、受入地に生活のネットワークが形成されると、人々が移動による不確実性を回避する行動として受入地にとどまるのは、仮にそれが動員であったとしても不思議ではない。本論文での指摘は、動員によって日本に来た朝鮮人は、他の要因がどうであれ、現地に留まるインセンティブを持ち得ないので帰還する論理を示したものである。それゆえ、これへの反論としては、インセンティブを持ち得ずとも大量現象として現地在留が存在するなどを示されねばならないと考えられる。

6について

一般的な移民と植民地関係が存在する地域間での移民とは同じではないということは確かである。しかし、植民地関係が解消されれば、そこに在住する旧宗主国の人々が、常に日本人同様に引き揚げるとはならない。旧英領、旧仏領植民地のように、植民地支配が終了しても旧宗主国の人々がその地にとどまることはあり得るし、しかもそれは少数例ではない。本論文のモデルは、こうした事例をも説明することができる。日本人移民をアジア地域に対してとアメリカ地域に対してと同列に扱うべきではないとの指摘は理解するし、そのように本論文で扱ってもいいが、同じモデルで理解可能であればそれを推進することでより一般的な含意をもった理解を推し進めることができると考えられる。また、このように一般化を求めることで、はじめて戦前期日本や朝鮮における人の移動の特徴を示すことができるのではないだろうか。